

(第八部)

第一百二十回 參議院農林水產委員會會議

平成三年四月九日(火曜日)  
午後露寺十三分開会

△ 德國一三分開全

委員の異動  
三月二十八日  
辞任  
補欠選任

出席者は左のとおり。

理  
集

委  
員

國務大臣

農林水產大臣

近藤  
元次君

院送生

### （平成三年度政府関係機関予算） （議院送付）について

以下、予算の重点事項について御説明します。  
まず、農業施策に関する予算について申し上げ  
ます。

(農林水産省所管及び農林漁業金融公庫)  
○土地改良法等の一部を改正する法律案(内閣提

○国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○森林法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）  
○参考人の出席要求に関する件

○委員長(吉川博君) ただいまから農林水産委員

去る三月二十九日、予算委員会から、四月九日  
午後の半日間、平成三年度一般会計予算、同特別  
会計予算、同政府関係機関予算中、農林水産省所  
会を開会いたします。

官及び農林漁業金融公庫について審査の委嘱がありました。

○国務大臣(近藤元次君) 平成三年度農林水産予  
近藤農林水産大臣から説明を求ります。

昇について、その概要を御説明申し上げます。  
平成三年度一般会計予算における農林水産予算  
の総額は、給理府など他省庁所管分を含めて三兆

一千六百五十八億円であり、その内訳は、公共事業費が一兆六千九百六億円、非公共事業費のうち「一般事業費」は一兆二千二十億円、食糧管理費は

三千七百三十二億円となつております。予算の編成に当たりましては、財政及び行政の一層の充実を期すため、各般の予算額が

改革の推進方向に即し、予算の重点的かつ効率的な配分により各種施策の充実を図り、農林水産行政を着実かつ的確に展開できるよう努めたところ

一方、平成三年度からの牛肉の輸入自由化に対応するため、新たに牛肉等の関税収入を特定財源とした肉用牛等対策を発足させるなど、畜産に

本日の会議に付した案件

ついての総合的な対策を講じます。

第三は、農山漁村の生活の質的向上と活性化を図ることであります。

このため、集落排水、道路等都市に比べて立ちおくれている生活基盤の整備を推進します。

また、都市住民にも開かれた豊かな農村空間の創出を推進するとともに、水、緑、土地等豊かな地域資源を活用し、すぐれた景観を有する農村環境の整備を図ります。

さらに、研究開発、情報・通信、教育研修などの農業支援機能の集積により、先進的な農業を核とした地域振興を図るため、アグロボリス構想を推進します。

第四に、技術の開発・普及と情報化的推進であります。

イネ・ゲノムの解析研究を始め基礎的・先導的研究の強化とあわせて、消費ニーズに対応した研究開発、研究交流、民間研究の支援を実施するとともに、先端的農業技術の実用化及びその普及を推進します。

また、農林水産業・農村地域等における情報化を推進するとともに、農林水産行政の推進に資するため、各種統計情報の整備を図ります。

第五に、國民に健康的で豊かな食生活を保障する観点から、新たな食文化の創造、規格・表示の適正化等各般の消費者対策を推進するとともに、食糧管理制度の適切な運用等により、農産物の需給と価格の安定に努めます。

第六に、食品関連産業の振興と輸出促進対策について申し上げます。

まず、地域食品産業の活性化を図るため、人材の育成・確保、新製品の開発等に努めるとともに、食品の消費と生産事情の変化、大店法の規制緩和等に対処するため、食品流通の総合的な構造改善対策を推進します。

また、海外におけるテストマーケティングの実施、アンテナショップの増設、国産統一ブランド創設の検討等により、品質的にすぐれた国産農林水産物の輸出促進を図ります。

第七に、地球環境保全対策と国際協力の推進であります。

熱帯林の減少、砂漠化の進行、地球の温暖化等の問題に対処するため、地球環境保全対策を拡充するとともに、多様化・高度化するニーズに対応した農林水産分野の国際協力を推進します。

以上申し上げましたほか、農林漁業金融の充実を図るとともに、農業信用保証制度、農業者年金制度、農業災害補償制度等の適切な運営に努めることとしております。

次に、森林・林業施策に関する予算について申しあげます。

国民のニーズにこたえる多様な森林の整備と国产材時代の実現に向けた条件整備を図るため、森林法制を見直し、森林整備五ヵ年計画の策定を推進します。また、造林事業及び林道事業を総合的かつ計画的に推進することとし、治山事業と合わせて三千四百七十七億円を計上しております。さらには、林業・山村の活性化を図る林業構造改善事業を引き続き推進します。

また、森林計画制度を改善し、流域を単位とした森林整備五ヵ年計画の策定を推進します。また、国有林・国有林を通じた生産基盤の整備、林業の担い手の育成確保、機械化の促進等森林施業の合理化を図ります。

このほか、国产材の流通体制の整備と木材産業の体質強化に努めます。

一方、厳しい経営状況にある国有林野事業についでは、閣議了解された国有林野事業改善大綱に則り、累積債務対策を含め、新たな経営改善対策に着手します。

続いて、水産業施策に関する予算について申し上げます。

二百海里時代の定着等に即応した漁業生産基盤の整備と漁村の生活環境の向上を図るために、漁港、沿岸漁場の計画的な整備を推進することとし、一千一百四十三億円を計上しております。

また、我が国周辺水域の資源の増大及び安定化を図るため、資源管理型漁業の推進、定着化のための総合的な対策を実施するとともに、栽培漁業等「つくり育てる漁業」の推進を図ります。

さらに、資源開発や国際漁業協力を推進するとともに、水産物の需給安定、流通消費、加工対策を実施します。

また、漁協の信用事業の統合等による漁協・水産業の経営基盤の強化を図ります。

次に、特別会計予算について御説明いたしました。

まず、食糧管理特別会計につきましては、管理経費の節減等に努め、一般会計から調整勘定への繰入額を一千百億円とすることとしております。

農業共済再保険、国有林野事業特別会計等の各特別会計につきましても、それぞれ所要の予算を計上しております。

最後に、財政投融資計画につきましては、農林漁業金融公庫による資金運用部資金等の借り入れ、生物系特定産業技術研究推進機構への産業投資特別会計からの出融資等総額八千四百七十二億円を予定しております。

これをもちまして、平成三年度農林水産予算の概要の説明を終わります。

○委員長(吉川博君) 以上で説明の聽取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○細谷昭雄君 私は、社会党を代表いたしました。

て、この前予算委員会の総括の際、渡米する直前に則り、累積債務対策を含め、新たな経営改善対策に着手します。

続いて、水産業施策に関する予算について申し上げます。

二百海里時代の定着等に即応した漁業生産基盤の整備と漁村の生活環境の向上を図るために、漁港、沿岸漁場の計画的な整備を推進することとし、一千一百四十三億円を計上しております。

また、我が国周辺水域の資源の増大及び安定化を図るため、資源管理型漁業の推進、定着化のための総合的な対策を実施するとともに、栽培漁業等「つくり育てる漁業」の推進を図ります。

との間で、主として日米の二国間問題及び湾岸危機後の国際的な諸問題について率直な意見の交換が行われた次第でございますが、日米二国間問題

の議論におきまして、日米のグローバルなパートナー・シップの一環としてウルグアイ・ラウンドの問題が取り上げられたわけでございます。ウルグアイ・ラウンドの問題につきましては、ウルグアイ・ラウンドが日米両国のグローバルな協力の面で極めて重要であって、双方が協力していくべきだということと意見が一致した次第でございま

す。

まず、食糧管理特別会計につきましては、管理経費の節減等に努め、一般会計から調整勘定への繰入額を一千百億円とすることとしております。

農業共済再保険、国有林野事業特別会計等の各特別会計につきましても、それぞれ所要の予算を計上しております。

最後に、財政投融資計画につきましては、農林漁業金融公庫による資金運用部資金等の借り入れ、生物系特定産業技術研究推進機構への産業投資特別会計からの出融資等総額八千四百七十二億円を予定しております。

これをもちまして、平成三年度農林水産予算の概要の説明を終わります。

○委員長(吉川博君) 以上で説明の聽取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○細谷昭雄君 私は、社会党を代表いたしました。

て、この前予算委員会の総括の際、渡米する直前に則り、累積債務対策を含め、新たな経営改善対策に着手します。

続いて、水産業施策に関する予算について申し上げます。

二百海里時代の定着等に即応した漁業生産基盤の整備と漁村の生活環境の向上を図るために、漁港、沿岸漁場の計画的な整備を推進することとし、一千一百四十三億円を計上しております。

また、我が国周辺水域の資源の増大及び安定化を図るため、資源管理型漁業の推進、定着化のための総合的な対策を実施するとともに、栽培漁業等「つくり育てる漁業」の推進を図ります。

いでウルグアイ・ラウンドでこれは決着をつけたいということをあの共同記者会見でいろいろ言つているんですが、つまりは日米両国が一致したという点は何なのかというと、まずとにかく一番大事なことはウルグアイ・ラウンドを成功させる事なんだ、それが大前提なんだ。そこで、今障害になつてるのは農業部門である、その農業部門の中でもなかなか日本の中でもなにか問題がその障害になつてあるんだという指摘をされたわけです。これに対しても、いざサミットなり、ないしはウルグアイ・ラウンドの交渉の中で、その前に米問題についてももう政治的な決断をせざるを得ない、こういうのが真意じゃないのかということなんです。

○政府委員(須藤隆也君) アメリカ側が米の問題について言及してきた背景をいたしましては、た

しはサミットに臨む妥協点をもう至急検討するこ

とを指示するというふうな憶測記事が出ておるんです。

そこで、農林大臣に聞きたいと思いますが、指

示されましたか。

○國務大臣(近藤元次君) 全く総理からはそういう指示はございませんし、言うべきことはきちっと

と言つてきた、従来の方針どおりでございたいと思

うと、それ以外のことは一切ございませんでした。

○細谷昭雄君 わかりました。

それで、農林大臣にお聞きしますけれども、農

林水産大臣も國務大臣ですので、きょうは総理の

かわりにお答え願いたいと思うんです。

今まで内閣は米問題につきましては、先ほど大臣からも方針がありましたとおり、これは日本の

基礎食糧である、しかも、国内で完全自給をして

いたいということがこれまでの内閣の方針でございました。これは、国会の決議を体してという

ことがありますから、もう枚挙にいとまがないほどいろいろなことの御発言があることは承知をいたしております。またマスコミによつてもいろいろなこと

が報道されておることも十分承知をしておるわけ

あります。また現実、ガット・ウルグアイ・ラウンドの交渉の場を見ていたければもう先生おわ

かりのとおりだと思うんです。

会議の中でもまだ全く議論をされていないと言つてもいいようなラウンドの状況でござりますから、今それをどうこうするというような現在の状況でもございませんし、年末にいわば輸出補助金

についてアメリカ、ECとの対立があつてそのまま延会になつて、本年に入つてようやくにして二月の二十六日に開会されて、事務的には先般三月の十一日から初めての事務的、しかも技術的

が主張し合つた。それだけのことでありまして、まだそれ以上の進展が全く見られないときに、私どもが從来述べておる、少なくともこれだけの輸入国、そして自給率、米の持つ役割というような

ものを御答弁申し上げたとおりの方針で貫いてい

ます。しかし、このままでは少しきらいだめだ、十二

アール出してくださいという形でやらざるを得ない。もう言う方もやる方も地獄なんですね。これ

はもう何とかしなくちゃいけないということで強

調査しておきますから十二分に尊重して対処していくのが

政府の方針でなければならない、そう判断をいたしました。

○細谷昭雄君 今度は農水大臣としてお聞きしますが、今までは内閣総理大臣の代理ですから。

改めて農水大臣に、現在の農業の問題、国民食糧の問題、環境その他の国土の問題、そして消費者の問題、いろいろ考えまして、ウルグアイ・ラウンド、この方向に向かつて私は危惧しているわ

けですが、農林水産大臣の米問題に対する考え方、あわせて、もしも内閣なり自民党がそういう

方向に変わった場合には農林水産大臣としての政

治責任のとり方、これについてお伺いしたいと思

います。

○國務大臣(近藤元次君) 国の内外を問わずいろ

んな人がいろんなことを言うてくれておるわけで

ありますから、もう枚挙にいとまがないほどいろいろなことの御発言があることは承知をいたしております。

またマスコミによつてもいろいろなこと

が報道されておることも十分承知をしておるわけ

あります。また現実、ガット・ウルグアイ・ラウ

ンドの交渉の場を見ていたければもう先生おわ

かりのとおりだと思うんです。

会議の中でもまだ全く議論をされていないと言つてもいいようなラウンドの状況でござりますから、今それをどうこうするというような現在の状況でもございませんし、年末にいわば輸出補助金についてアメリカ、ECとの対立があつてそのまま延会になつて、本年に入つてようやくにして二月の二十六日に開会されて、事務的には先般三月の十一日から初めての事務的、しかも技術的

が主張し合つた。それだけのことでありまして、まだそれ以上の進展が全く見られないときに、私どもが從来述べておる、少なくともこれだけの輸入国、そして自給率、米の持つ役割というような

ものを御答弁申し上げたとおりの方針で貫いてい

ます。しかし、このままでは少しきらいだめだ、十二

アール出してくださいという形でやらざるを得ない。もう言う方もやる方も地獄なんですね。これ

はもう何とかしなくちゃいけないということで強

調査しておきますから十二分に尊重して対処していくのが

政府の方針でなければならない、そう判断をいたしました。

○細谷昭雄君 大変心強い御決意を伺つて、私もその面での米問題に対する限りは全面的な御

支援をしたい、こんなふうに思つておる次第でございます。

○細谷昭雄君 大変心強い御決意を伺つて、私が思つておられます。

次に、あと何分かしかございませんけれども、今緊急の問題について二、三お伺いしたいと思う

んであります。しかし、こんなふうに思つておる次第でございます。

一つは、農地の価格が非常に下落をしました。

農地価格の下落によりまして、農家の負債の担保

をとつておつた問題に関しましてこの返済が大変

問題になつてゐるわけです。農地価格の変動状況

というのは、いろいろ理由がございますが、いろ

んな資料を取り集めまして、特に負債整理のためにいろいろ世話をしております各県の農地管理

公社がござります。この農地管理公社の売買の価格変動調べてみますとともに大変な値下がりをしておるというところなんですね。十年前に例えれば百

五六十万という担保価額ということで抵当にとつておつたのが現状は百万に下がつておる。五十万も

下がつておるという状況なんですね。しかも今、時

限立法の農協合併助成法が来年で切れるという中

で、各農協は負債整理に非常に忙しくなつてい

る。そこでその負債整理のために結局は田んぼを差し出さなくちゃいけないということになりつつ

あるわけですね。農協では田んぼを買うについて

は、これでは少しきらいだめだ、十二

アール出してくださいという形でやらざるを得ない。もう言う方もやる方も地獄なんですね。これ

はもう何とかしなくちゃいけないということで強

調査しておきますから十二分に尊重して対処していくのが

政府の方針でなければならない、そう判断をいたしました。

○國務大臣(近藤元次君) 従来の政府の方針を、

国会は国内産自給で決議をされておるわけであり

ますから、方針を変えるときに国会決議の変更が

要るかどうかという法的な手続上の問題は私はこ

こでお答えする能力はございませんけれども、私は国会決議というものは国権の最高機関の決議で

ありますから十二分に尊重して対処していくのが

政府の方針でなければならない、そう判断をいたしました。

○細谷昭雄君 今度は農水大臣としてお聞きしますが、今までは内閣総理大臣の代理ですから。

改めて農水大臣に、現在の農業の問題、国民食糧の問題、環境その他の国土の問題、そして消費

者の問題、いろいろ考えまして、ウルグアイ・ラ

ウンド、この方向に向かつて私は危惧しているわ

けですが、農林水産大臣の米問題に対する考え方、あわせて、もしも内閣なり自民党がそういう

方向に変わった場合には農林水産大臣としての政

治責任のとり方、これについてお伺いしたいと思

います。

○國務大臣(近藤元次君) 国の内外を問わずいろ

んな人がいろんなことを言うてくれておるわけで

ありますから、もう枚挙にいとまがないほどいろいろなことの御発言があることは承知をいたしております。

またマスコミによつてもいろいろなこと

が報道されておることも十分承知をしておるわけ

あります。また現実、ガット・ウルグアイ・ラウ

ンドの交渉の場を見ていたければもう先生おわ

かりのとおりだと思うんです。

会議の中でもまだ全く議論をされていないと言つてもいいようなラウンドの状況でござりますから、今それをどうこうするというような現在の状況でもございませんし、年末にいわば輸出補助金

についてアメリカ、ECとの対立があつてそのまま延会になつて、本年に入つてようやくにして二月の二十六日に開会されて、事務的には先般三月の十一日から初めての事務的、しかも技術的

が主張し合つた。それだけのことでありまして、まだそれ以上の進展が全く見られないときに、私どもが從来述べておる、少なくともこれだけの輸入国、そして自給率、米の持つ役割というような

ものを御答弁申し上げたとおりの方針で貫いてい

ます。しかし、このままでは少しきらいだめだ、十二

アール出してくださいという形でやらざるを得ない。もう言う方もやる方も地獄なんですね。これ

はもう何とかしなくちゃいけないということで強

調査しておきますから十二分に尊重して対処していくのが

政府の方針でなければならない、そう判断をいたしました。

○細谷昭雄君 今度は農水大臣としてお聞きしますが、今までは内閣総理大臣の代理ですから。

改めて農水大臣に、現在の農業の問題、国民食糧の問題、環境その他の国土の問題、そして消費

者の問題、いろいろ考えまして、ウルグアイ・ラ

ウンド、この方向に向かつて私は危惧しているわ

けですが、農林水産大臣の米問題に対する考え方、あわせて、もしも内閣なり自民党がそういう

方向に変わった場合には農林水産大臣としての政

治責任のとり方、これについてお伺いしたいと思

います。

○國務大臣(近藤元次君) 国の内外を問わずいろ

んな人がいろんなことを言うてくれておるわけで

ありますから、もう枚挙にいとまがないほどいろいろなことの御発言があることは承知をいたしております。

またマスコミによつてもいろいろなこと

が報道されておることも十分承知をしておるわけ

あります。また現実、ガット・ウルグアイ・ラウ

ンドの交渉の場を見ていたければもう先生おわ

かりのとおりだと思うんです。

会議の中でもまだ全く議論をされていないと言つてもいいようなラウンドの状況でござりますから、今それをどうこうするというような現在の状況でもございませんし、年末にいわば輸出補助金

についてアメリカ、ECとの対立があつてそのまま延会になつて、本年に入つてようやくにして二月の二十六日に開会されて、事務的には先般三月の十一日から初めての事務的、しかも技術的

が主張し合つた。それだけのことでありまして、まだそれ以上の進展が全く見られないときに、私どもが從来述べておる、少なくともこれだけの輸入国、そして自給率、米の持つ役割というような

ものを御答弁申し上げたとおりの方針で貫いてい

ます。しかし、このままでは少しきらいだめだ、十二

アール出してくださいという形でやらざるを得ない。もう言う方もやる方も地獄なんですね。これ

はもう何とかしなくちゃいけないということで強

調査しておきますから十二分に尊重して対処していくのが

政府の方針でなければならない、そう判断をいたしました。

○細谷昭雄君 今度は農水大臣としてお聞きしますが、今までは内閣総理大臣の代理ですから。

改めて農水大臣に、現在の農業の問題、国民食糧の問題、環境その他の国土の問題、そして消費

者の問題、いろいろ考えまして、ウルグアイ・ラ

ウンド、この方向に向かつて私は危惧しているわ

けですが、農林水産大臣の米問題に対する考え方、あわせて、もしも内閣なり自民党がそういう

方向に変わった場合には農林水産大臣としての政

治責任のとり方、これについてお伺いしたいと思

います。

○國務大臣(近藤元次君) 国の内外を問わずいろ

んな人がいろんなことを言うてくれておるわけで

ありますから、もう枚挙にいとまがないほどいろいろなことの御発言があることは承知をいたしております。

またマスコミによつてもいろいろなこと

が報道されておることも十分承知をしておるわけ

あります。また現実、ガット・ウルグアイ・ラウ

ンドの交渉の場を見ていたければもう先生おわ

かりのとおりだと思うんです。

会議の中でもまだ全く議論をされていないと言つてもいいようなラウンドの状況でござりますから、今それをどうこうするというような現在の状況でもございませんし、年末にいわば輸出補助金

についてアメリカ、ECとの対立があつてそのまま延会になつて、本年に入つてようやくにして二月の二十六日に開会されて、事務的には先般三月の十一日から初めての事務的、しかも技術的

が主張し合つた。それだけのことでありまして、まだそれ以上の進展が全く見られないときに、私どもが從来述べておる、少なくともこれだけの輸入国、そして自給率、米の持つ役割というような

ものを御答弁申し上げたとおりの方針で貫いてい

ます。しかし、このままでは少しきらいだめだ、十二

アール出してくださいという形でやらざるを得ない。もう言う方もやる方も地獄なんですね。これ

はもう何とかしなくちゃいけないということで強

調査しておきますから十二分に尊重して対処していくのが

政府の方針でなければならない、そう判断をいたしました。

○細谷昭雄君 今度は農水大臣としてお聞きしますが、今までは内閣総理大臣の代理ですから。

改めて農水大臣に、現在の農業の問題、国民食糧の問題、環境その他の国土の問題、そして消費

者の問題、いろいろ考えまして、ウルグアイ・ラ

ウンド、この方向に向かつて私は危惧しているわ

けですが、農林水産大臣の米問題に対する考え方、あわせて、もしも内閣なり自民党がそういう

方向に変わった場合には農林水産大臣としての政

治責任のとり方、これについてお伺いしたいと思

います。

○國務大臣(近藤元次君) 国の内外を問わずいろ

んな人がいろんなことを言うてくれておるわけで

ありますから、もう枚挙にいとまがないほどいろいろなことの御発言があることは承知をいたしております。

またマスコミによつてもいろいろなこと

が報道されておることも十分承知をしておるわけ

あります。また現実、ガット・ウルグアイ・ラウ

ンドの交渉の場を見ていたければもう先生おわ

かりのとおりだと思うんです。

会議の中でもまだ全く議論をされていないと言つてもいいようなラウンドの状況でござりますから、今それをどうこうするというような現在の状況でもございませんし、年末にいわば輸出補助金

についてアメリカ、ECとの対立があつてそのまま延会になつて、本年に入つてようやくにして二月の二十六日に開会されて、事務的には先般三月の十一日から初めての事務的、しかも技術的

が主張し合つた。それだけのことでありまして、まだそれ以上の進展が全く見られないときに、私どもが從来述べておる、少なくともこれだけの輸入国、そして自給率、米の持つ役割というような

ものを御答弁申し上げたとおりの方針で貫いてい

ます。しかし、このままでは少しきらいだめだ、十二

アール出してくださいという形でやらざるを得ない。もう言う方もやる方も地獄なんですね。これ

はもう何とかしなくちゃいけないということで強

調査しておきますから十二分に尊重して対処していくのが

政府の方針でなければならない、そう判断をいたしました。

○細谷昭雄君 今度は農水大臣としてお聞きしますが、今までは内閣総理大臣の代理ですから。

改めて農水大臣に、現在の農業の問題、国民食糧の問題、環境その他の国土の問題、そして消費

者の問題、いろいろ考えまして、ウルグアイ・ラ

ウンド、この方向に向かつて私は危惧しているわ

けですが、農林水産大臣の米問題に対する考え方、あわせて、もしも内閣なり自民党がそういう

方向に変わった場合には農林水産大臣としての政

治責任のとり方、これについてお伺いしたいと思

います。

○國務大臣(近藤元次君) 国の内外を問わずいろ

んな人がいろんなことを言うてくれておるわけで

ありますから、もう枚挙にいとまがないほどいろいろなことの御発言があることは承知をいたしております。

またマスコミによつてもいろいろなこと

が報道されておることも十分承知をしておるわけ

あります。また現実、ガット・ウルグアイ・ラウ

ンドの交渉の場を見ていたければもう先生おわ

かりのとおりだと思うんです。

会議の中でもまだ全く議論をされていないと言つてもいいようなラウンドの状況でござりますから、今それをどうこうするというような現在の状況でもございませんし、年末にいわば輸出補助金

についてアメリカ、ECとの対立があつてそのまま延会になつて、本年に入つてようやくにして二月の二十六日に開会されて、事務的には先般三月の十一日から初めての事務的、しかも技術的

が主張し合つた。それだけのことでありまして、まだそれ以上の進展が全く見られないときに、私どもが從来述べておる、少なくともこれだけの輸入国、そして自給率、米の持つ役割というような

ものを御答弁申し上げたとおりの方針で貫いてい

く農林水産省の対策を望まれておるという状況なんですね。これについて、ひとつ何とか打つ手はないのかという緊急の問題でございます。

あわせまして、時間がありませんので、農協の合併助成法の期限が直前に迫つておるという関係でそのため急需である。これは非常に無理なんですね。現状を十分調査されまして、これの延長が必要なのではないのか、こんなふうにも思うわけですが、この一点についてひとつお伺いしたいと思います。

政治小説(正義の鼓動)

見えますと、全国平均で見ますとわずかに上昇傾向ということで、例えば平成二年で見ましても、中品等の水田で対前年比五・一%上昇、十アール当たり百八十七万円というような価格になつてゐるわけでございます。ただ、これを地域別に見ますと、北海道とか東北、九州、こういうところではト落傾向が続いておりまして、平成二年の農地価格と昭和六十年の農地価格を対比いたしますと、北海道地域で八〇%、東北で九〇%、九州で九六%なるというようなことになつてゐる次第でござります。この下落の要因ということでは、農産物価格の低迷とか農業生産意欲の減退、また農地の買い手が少ないというような理由になつてゐる次第でございます。

私どもいたしましては、こういう離農する農家の耕地につきましては、できるだけ規模拡大方に向けたいということでいろんな努力をしていける次第でございます。特に、規模拡大の意欲のある農家に対しましては、農地の取得資金を融通するとか、また農地保有合理化事業、これは各県の農業公社を通じてそういう農地を買い入れまして規模拡大をしたいという農家に長期低利で売り渡す、というようなことをやつてゐるわけでございまして、私どもいたしましては、今後ともこの離農者の農地を規模拡大の方向に向けるよういろいろ努力をしてまいりたいというふうに考えてお

○政府委員(川合淳二君) 合併助成法についてお触れでございますので、私から答弁させていただきます。

今お話をございましたように、合併助成法は平成四年三月末までが期限となつております。そういうこともございまして、平成元年度におきましては、全国で三百六農協が参加いたしまして九十一件の合併が行われ、本年度はさらにこれが促進されるというふうに考えております。したがいまして、現在私どもはその合併を進めるべくいろいろな形で協力を申し上げているところでござります。合併助成法につきましては、こうした状況をよく見ながら検討していく問題というふうに考えておりますが、いざれにいたしましても現在の農協合併法は議員立法でつくられた法律でござりますので、そうした点もあろうかと思つております。

○細谷昭雄君 いずれにしましても、農家負債の返済問題といふのは大変な問題でありますので、なお一層検討の上善処していただくことを要望したいと思うわけです。

最後になりましたけれども、北洋サケ・マス問題といふのは大変なもう今難航しておるというよりもむしろ追い出されているという状況でございまして、さらにはベーリング海のスケソウダラ漁業問題、これもまた追い込まれておるわけであります。したがつて、減船が非常にあえてきておる。この減船に対する補償問題について二つの点でお伺いしたいと思います。

一つは、いわゆる減船の補償額を引き上げないと大変だという声が非常に強いわけでござりますので、これの方針と現状について。それからもう一つは、漁船員の離職の問題でございますが、これは陸上、海上それぞれあろうかと思ひますので、運輸省と労働省のお考え方、対策、これの万全を期していただきたいということを要望しながら質問をしたいと思います。

○政府委員(谷谷昭夫君) 北洋サケ・マス漁業について御指摘のとおり大変厳しい状況にあるわけ

○政府委員(川合淳二君) 合併助成法についてお触れでござりますので、私から答弁させていただきます。

今お話をございましたように、合併助成法は平成四年三月末までが期限となつております。そういうこともございまして、平成元年度におきましては、全国で三百六農協が参加いたしまして九十一件の合併が行われ、本年度はさらにこれが促進されるというふうに考えております。したがいまして、現在私どもはその合併を進めるべくいろいろな形で協力を申し上げているところでござります。合併助成法につきましては、こうした状況をよく見ながら検討していく問題とというふうに考えておりますが、いずれにいたしましても現在の農協合併法は議員立法でつくられた法律でございますので、そうした点もあろうかと思つております。

○細谷昭雄君 いすれにしましても、農家負債の返済問題といふのは大変な問題でありますので、なお一層検討の上善処していただきことを要望いたします。

題というものは大変なもう今難航しておるというよりもむしろ追い出されているという状況でございまして、さらにはベーリング海のスクソウダラ漁業問題、これもまた追い込まれておるわけあります。したがつて、減船が非常にふえてきておる。この減船に対する補償問題について二つの点でお伺いしたいと思います。

でございます。一九九二年からの公海操業の停止問題といつたような問題もございまして、そういう事態に対処して、御承知のとおり一昨年の閣議了解で決めました国際漁業再編対策に基づきまして、昨年北洋サケ・マス漁業の再編整備に関する基本方針を決めたわけでございます。この中で、救済費、減船に伴う救済措置の内容、関係する道県知事の意見も聞きながら適正に決定をいたしまして、平成二年度の予算、予備費の支出決定も行って現在既に着手をしておるところでございます。この円滑な実行を図ってまいりたいと思っております。

また、ベーリング公海についての漁業規制問題、これもことしの一月に国際会議が開かれまして、将来に向けて大きな課題を背負つております。具体的にこれからは国際協議がどのように進展していくのかもう少し様子を見ないとわかりませんけれども、場合によつては減船といった形での再編整備も必要になるらかと思ひます。状況に応じてどのような対策が必要であるかということについて、関係者あるいは関係地方公共団体と相談をしながら、状況の推移に応じて私どもとしては対応をしていきたいというふうに考えておる次第でございます。

○説明員(野寺康幸君) 國際的な漁業規制の強化に伴いまして減船を余儀なくされる漁業につきましては、国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法という法律に基づきまして特定漁業として指定しております。その離職者につきましては、船員失業保険の個別延長、職業転換給付金の支給等を行いまして、求職中の生活の安定、再就職の促進を図っているところでございます。

労働省といたしましても、これら漁業離職者の陸上部門への再就職を希望される方につきましては、このような措置を活用しながらその再就職の促進を図っているところでございます。今後とも、運輸省等関係省庁と十分連携をとりながら、関係労働者の雇用の安定を図るために措置を講じてまいりたいというふうに考えております。

でござります。一九九二年からの公海操業の停止による問題もございまして、そういう事態に対処して、御承知のとおり一昨年の閣議了解で決めました国際漁業再編対策に基づきまして、昨年北洋サケ・マス漁業の再編整備に関する基本方針を決めたわけでございます。この中で、救済費、減船に伴う救済措置の内容、関係する道県知事の意見も聞きながら適正に決定をいたしまして、平成二年度の予算、予備費の支出決定も行って現在既に着手をしておるところでございます。この円滑な実行を図ってまいりたいと思っております。

また、ベーリング公海についての漁業規制問題、これもことしの二月に国際会議が開かれまして、将来に向けて大きな課題を背負っておりまして。具体的にこれからは国際協議がどのように進展していくのかもう少し様子を見ないとわかりませんけれども、場合によっては減船といった形での再編整備が必要になるらかと思ひます。状況に応じてどのような対策が必要であるかということについて、関係者あるいは関係地方公共団体と相談をしながら、状況の推移に応じて私どもとしては対応をしていきたいというふうに考えておる次第でございます。

○説明員(野寺康幸君) 国際的な漁業規制の強化に伴いまして減船を余儀なくされる漁業につきましては、国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法という法律に基づきまして特定漁業として指定しております。その離職者につきま

○説明員(木村泰彦君) 今回の北洋サケ・マス漁業におきます減船に伴い、求職手帳を発給した者の数は、本年の二月末現在で五百八十三名となつております。これらの離職船員に対しましては、先ほど説明がございましたように、求職手帳の発給、就職指導及び船員離職者職業転換給付金の支給等を行つてゐるところでございまして、今後ともこれらの離職者に関しましては、関係省庁と協議しながら所要の措置をとつてまいりたいと考えてゐるところでございます。

○林紀子君 ただいま細谷理事からの質問もありました。日米首脳会談での米協議について、大変重要なことですので、私も質問をさせていただきます。

ブッシュ大統領は米問題について、先ほど外務省からもお話をありましたが、難しい問題であることは承知しているが、ウルグアイ・ラウンド成功のため協力してもらいたいと述べたということです。しかし、この発言は米の市場の早期開放を要求したものだと考ふざるを得ません。これに対して総理は、アメリカもEC、日本もそれぞれ困難な問題を抱えている。それらの問題も含めてウルグアイ・ラウンドの中で解決すべく努力していくこと述べたということです。

しかし、ウルグアイ・ラウンドの中で解決すべく努力するということは、これまでの国会答弁で言つていたウルグアイ・ラウンドの場で議論していくということから一步踏み込んだことになるのではないかでしようか。そして、アメリカやECが譲歩すれば日本としても米市場の部分開放を決断する用意があるということを示したものではないかと思うのです。総理は、三度にわたる国会決議があり、米は国内で完全に自給するというふうにきつぱりと拒否するべきではなかつたかと思いますが、近藤大臣はこのやりとりをどういうふうに受けとめていらっしゃいますでしょうか。

○国務大臣(近藤元次君) 日米共同記者会見、ブッシュ大統領と海部首相お二人で共同で記者会見をした中で、ブッシュ大統領の方から米の話が出

たようではありますけれども、海部総理からは日本においても種々複雑な問題に直面しているとの説明があつたとブッシュ大統領の方から発言があつたということは、海部総理としては国内における米の重要なこと、輸入国であるなり、そういう立場のことを十分説明をいたしたのではないだらうか、こう思つておるわけであります。

結論的には、二国間ではやらないということが原則で、実はそのことの主張をガット・ウルグアイ・ラウンドでは、一つはこれを成功させなければならぬということは我が國も從来から言つておるわけでありますけれども、最終的にそれを成功させるのには農業問題もということで、ここは米でなくて農業問題も含まれているというようなことの発言がブッシュ大統領からあつたように、私はあの記者会見を聞いていてそう感じておるわけであります。ガット・ウルグアイ・ラウンドが成功するということ、あるいはそれの国が重要なものを持ち寄つて解決をするといふことが我が國が譲歩するというようなことであると私は受けとつていいわけであります。我が國のそれぞれ米の重要性なり、あるいは十一条二項(c)の分野について、輸入国としての主張が反映をされて結論が出ることを私は意味しておることだと、そう理解をいたしておるわけであります。

○林紀子君　自民党の西岡総務会長は、アマコスト駐日大使に対して、統一地方選挙が終了したら本格的な論議を行うと約束したと伝えられています。また、自民党は、米市場の限定期的な開放は避けられないという判断から、統一地方選挙終了を待つて本格的な国内調整に入る、こういうことも報道されているわけですね。これは輸入枠を設定するミニマムアクセスということを受け入れるということだと思いますし、それ以前にも小沢前幹事長であるとか、宮澤元大臣も部分開放容認という発言が次々となされているわけです。

また、当時のヤイター・アメリカ農務長官が當時の武藤通産相と話し合って、日本側がミニマム

アクセスの受け入れで米の開放に踏み込めば輸入水準を十年間凍結すると約束していたという報道もありますけれども、農水省はこのヤイター・武藤の密約を知っていたのではないですか。そして立場のことを十分説明をいたしたのではないだらうか、こう思つておるわけであります。

結論的には、二国間ではやらないということが原則で、実はそのことの主張をガット・ウルグアイ・ラウンドでは、一つはこれを成功させなければならぬということは我が國も從来から言つておるわけでありますけれども、最終的にそれを成功させるのには農業問題もということで、ここは米でなくて農業問題も含まれているというようなことの発言がブッシュ大統領からあつたように、私はあの記者会見を聞いていてそう感じておるわけであります。ガット・ウルグアイ・ラウンドが成功するということ、あるいはそれの国が重要なものを持ち寄つて解決をするといふことが我が國が譲歩するというようなことであると私は受けとつていいわけであります。我が國のそれぞれ米の重要性なり、あるいは十一条二項(c)の分野について、輸入国としての主張が反映をされて結論が出ることを私は意味しておることだと、そう理解をいたしておるわけであります。

○林紀子君　自民党の西岡総務会長は、アマコスト駐日大使に対して、統一地方選挙が終了したら本格的な論議を行うと約束したと伝えられています。また、自民党は、米市場の限定期的な開放は避けられないという判断から、統一地方選挙終了を待つて本格的な国内調整に入る、こういうことも報道されているわけですね。これは輸入枠を設定するミニマムアクセスということを受け入れるということだと思いますし、それ以前にも小沢前幹事長であるとか、宮澤元大臣も部分開放容認という発言が次々となされているわけです。

また、当時のヤイター・アメリカ農務長官が當時の武藤通産相と話し合って、日本側がミニマム

部分開放の言動についてどう受けとめていらっしゃるのかもぜひお聞きしたいと思います。

○國務大臣(近藤元次君)　もう余りにもその種の発言が多過ぎて、近ごろ私は確認もしたことはないわけでありますけれども、少なくとも大きな流れとして党がそういうミニマムアクセスを容認して議論をするというようなことは、私は全く承知をいたしております。報道の上で西岡総務会長とアマコストの話の報道は私は承知をしておりませんけれども、西岡総務会長からも何の連絡もございませんし、またそれの人たちの発言を私が聞いておる限りにおいては、少なくともみずから発言したという人は少ないようで、新聞記者さんが多いように私は認識をいたしておるわけです。インタビューの質問の部分はカットして発言だけが載るものですから、それぞれの皆様方は積極的な発言なり、みずから意を表現をしておるといふようなことだけが受けとられておるんではないかな、こう思つておるわけであります。

私は、党がそのような論議をするときには何らかの連絡はいただけるだろう、こう思つておるわけであります。しかし、恐らく党のそれぞれの機関も、今ウルグアイ・ラウンドがどういう位置づけになつておるかといふことをおわかりになつていれば、そういうことで御相談をするということもあり得ないだろう、

○林紀子君　そうしますと、今回の日米首脳会談の中では総理は食糧安保守考方に一言も触れていないようですが、我が國の方針はこれまで変わらないというふうに理解をしていいわけですね。

それからまた大臣は、記者会見の中で、正しい理解を得られるようアメリカの議会関係者に働きかけていく、これは大臣自身の発言として報道されていますけれども、農水省はこのヤイター・武藤の密約を知っていたのではないですか。そして立場をとつていくのか、お聞きして終わりたうな行動をとつていいのか、お聞きして終わりたいと思います。

○國務大臣(近藤元次君)　先ほど一つ答弁を漏らしましたけれども、武藤前通産大臣とヤイターさんは発言について農林水産省は承知をいたしておませんし、ノンペーパーが出てきたときの通じて議論をするというようなことは、私は全く承知をいたしておりません。報道の上で西岡総務会長とアマコストの話の報道は私は承知をしておりませんけれども、西岡総務会長からも何の連絡もございませんし、またそれの人たちの発言を私が聞いておる限りにおいては、少なくともみずから発言したという人は少ないようで、新聞記者さんが多いように私は認識をいたしておるわけです。インタビューの質問の部分はカットして発言だけが載るものですから、それぞれの皆様方は積極的な発言なり、みずから意を表現をしておるといふようなことだけが受けとられておるんではないかな、こう思つておるわけであります。

ただ、いろいろ報道される中にあって、国内外の人たちといろいろ接觸をした段階でも、日本が何となく閉鎖的だという印象が国内にも国外にも非常に強いんではないかなという感じを受けておるものですから、私は機會があるたびに、国内においては少なくともこんなに輸入をしておるんだということをお話しするところが多くなっています。

もう一つは、アメリカに対する話がございましたけれども、前回、幕張メッセの件で二人の部長にアメリカへ行つていただきたときも、時間が非常に多いということであります。

したけれども、前回、幕張メッセの件で二人の部長にアメリカへ行つていただきたときも、時間が非常に多いということであります。

もう一つは、アメリカに対する話がございました。前回、幕張メッセの件で二人の部長にアメリカへ行つていただきたときも、時間が非常に多いということであります。

また、アメリカでは昨年十一月二十八日に九〇年度農業法が成立しまして農業補助を強めておりました。また、本年三月二十二日に緊急補正予算を下両院で可決し、輸出振興計画の予算上限を撤廃しまして大幅な補助金増額が可能となります。振興計画はECの輸出補助金に対抗するために設けたとしてありますが、ウルグアイ・ラウンドでのアメリカの主張と議会の動きは明らかに矛盾と言えます。政府は、このようなECのものを見つけていたとき、そして両国の国民が正しい認識をしていただき、そして両国の国民が正しい認識の上に立つておるときに初めてお互いの立場が理解できるんだろう、こう考えるわけです。

あと、それぞれ団体の皆さん方もアメリカのそれぞれの団体との貿易関係もございますし、また一つは、アメリカの国民全體にどうやって理解をしてもらおうかということを私が目下考えて、

何か具体的なものが出来たら御相談を申し上げて実行したい、こう考えておるわけです。

○橋本幸一郎君　既に米の自由化問題も先の方々からされておりますので省略いたしますが、農産物外交というものは非常に難しいと思います。これはもう日本だけではなくて、各国共通の問題をそれ抱えておりますがゆえに、一般的な工業のうちの自由市場の秩序が維持されておるというふうな総論では賛成しても、各論になると必ず国際的な摩擦が起きるわけであります。

そういう中で、ちょっとひとつお尋ねしておきたいんですけれども、農業補助の問題でござる。ウルグアイ・ラウンドで農業補助の問題でござる。それはそういうことではなかつただろう、こう判断をいたしております。あわせて、今の問題で国産大臣、外務大臣、前農林水産大臣の態度を見ておれば、そういうことではなかつただろう、こう判断をいたしております。あわせて、今の問題で国産大臣で自給するという方針には全く変わりはございません。

ただ、いろいろ報道される中にあって、国内外の人たちといろいろ接觸をした段階でも、日本が何となく閉鎖的だという印象が国内にも国外にも非常に強いんではないかなという感じを受けておるものですから、私は機会があるたびに、国内においては少なくともこんなに輸入をしておるんだということをお話しするところが多くなっています。

もう一つは、アメリカに対する話がございました。前回、幕張メッセの件で二人の部長にアメリカへ行つていただきたときも、時間が非常に多いということであります。

したけれども、前回、幕張メッセの件で二人の部長にアメリカへ行つていただきたときも、時間が非常に多いということであります。

また、アメリカでは昨年十一月二十八日に九〇年度農業法が成立しまして農業補助を強めておりました。また、本年三月二十二日に緊急補正予算を下両院で可決し、輸出振興計画の予算上限を撤廃しまして大幅な補助金増額が可能となります。振興計画はECの輸出補助金に対抗するために設けたとしてありますが、ウルグアイ・ラウンドでのアメリカの主張と議会の動きは明らかに矛盾と言えます。政府は、このようなECのものを見つけていたとき、そして両国の国民が正しい認識をしていただき、そして両国の国民が正しい認識の上に立つておるときに初めてお互いの立場が理解できるんだろう、こう考えるわけです。

あと、それぞれ団体の皆さん方もアメリカのそれぞれの団体との貿易関係もございますし、また一つは、アメリカの国民全體にどうやって理解をしてもらおうかということを私が目下考えて、



いるという事例もございます。

林野庁といたしましては、今後とも消費者に対する働きかけを行いたいということでございますが、平成三年度には新たに導入いたします流域管理制度の活用によりまして地域の関係者の総意を結集いたしまして供給体制を整備するということにより、国産材の需要の拡大等に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○橋本孝一郎君 いろいろ考えられているようであります。問題はそういう組織と同時にヘッドの切りかえも大事なのであります。これは将来の問題として残しましょう。

次に、漁業問題です。漁業も農業や林業と同様に極めて厳しい環境にあります。サケ・マス問題

あるいは資源の減少、魚価の低迷など、多くの問題を抱えております。漁業後継者の減少もそういう意味で続いております。また、遠洋漁業に至っては一年以上も日本に帰らず操業を行っている場合もあります。

さきの本委員会で連合の先生が遠洋漁業従事者の住民税の負担軽減についてお尋ねしましたが、税負担の公平性からという理由で前向きの回答がいただけませんでした。調べましたところ、ヨーロッパでは外航船に乗船している船員について税の優遇措置が講じられております。例えばイギリスでは、国内滞在期間が乗船期間の四分の一、または年間九十日以内であれば所得税がすべて免除される特例が講じられております。こうした税の減免措置は、他の海洋国と言われますノルウェー、デンマーク、オランダなどにも見られます。このような措置がとられておられるのも海上に居住する期間が長く、地方自治体から受け行政サービス等も少ないからであります。

水産庁にお尋ねしますけれども、歐州のこうした減免措置についてどうとらえておられるのか、また、ほかに海外で見られる所得税、住民税の軽減措置について把握しているものがあればお伺いしたいし、あわせて諸外国で実施しておりますが、日本も実行可能と考えるかどうか、大臣省、自治省の

お答えを聞きたいと思います。

○政府委員(京谷昭夫君) 漁船員を含む船員について、特にその中で長期航海をするような漁船員についての課税措置の問題についてのお尋ねでございます。

ただいま御指摘がございましたように、イギリス、オランダ、ノルウェー、デンマーク、スウェーデン等の諸国におきまして、国によって種々の形態がございますけれども、一定の要件に該当する国際船舶等の船員について所得税の免税、減税あるいはそれにかわる各種の措置がとられている事例は私ども承知をしております。ただ、これらは各國の制度は、御承知のとおり、それぞれの事例は私ども承知をしております。ただ、これらは国と租税体系あるいはまた社会経済的な背景が異なつております。そのまま我が国に適用をすることは是非については慎重に検討する必要があると思ひます。

〔委員長退席、理事北修二君着席〕

本来、この問題は、船員行政あるいは租税政策全體の中で論議されるべきことでございまして、漁船員に限つて議論をするのもいかがなものかと考へるわけでございますが、現在、国内でとられた特例措置を講じてゐる例というのは確かに何ヵ国かあるわけでございます。ただ、こういった国々においても、我々調査した限りでの話でございまして、自國籍の商船を確保し、自國海運業を保護、育成するというそういう観点からとられた制度でございまして、長期間家族の住む市町村に不在であるとか、あるいは勤務が特殊で過酷である、こういった理由から特例措置ではないまつた、これらの優遇措置というものが逆に船員労働行政上大きな問題になつております航海の長期化をかえつて刺激するというふうな問題もございまして、運輸省とも私どもの立場で内々の検討をしておりますけれども、なかなか問題点が多いといふ状況でございます。

○説明員(増原義剛君) お答え申し上げます。

現行の税制上、いわゆる長期間にわたりまして海外に出ておられる船員の方々ではございまして

御提案は、このような居住者として課税される船員の方々でございましても、一定期間以上

海外に船員として出ておられる場合には所得税の減免措置を講じてはどうかということだろうと思われますけれども、先ほども御指摘ございましたように、税負担の公平の観点から申し上げますと、やはり同じ所得金額を有する方々につきましては同じ税負担を求めるというのが租税の大原則でございまして、我が国の所得税もこの大原則にのつとつております。御提案のように、例えば特定の職業の方々、あるいはその勤労形態に着目しまして所得税の減免措置を講ずるということとはやはり税負担の公平という観点から見て適当ではないものと考えております。

○説明員(三沢真君) 先ほど先生の方から御指摘のとおり、諸外国で船員の所得に対し課税上の特例措置を講じてゐる例というのは確かに何ヵ国かあるわけでございます。ただ、こういった国々におきましても、我々調査した限りでの話でございますが、自國籍の商船を確保し、自國海運業を保護、育成するというそういう観点からとられた制度でございまして、長期間家族の住む市町村に不在であるとか、あるいは勤務が特殊で過酷である、こういった理由から特例措置ではないまつた、これらの優遇措置というものが逆に船員労働行政上大きな問題になつております航海の長期化をかえつて刺激するというふうな問題もございまして、運輸省とも私どもの立場で内々の検討をしておりますけれども、なかなか問題点が多いといふ状況では見当たらぬわけでございます。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○理事(北修二君) 御異議ないと認め、さよう決定をいたします。

中、農林水産省所管及び農林漁業金融公庫についての委嘱審査を終了いたしました。

なお、委嘱審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○理事(北修二君) 次に、土地改良法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

○三上隆雄君 それでは、私から今回の土地改良法改正に関するいろいろな問題点等について質問を申し上げたいと思いますが、それに先立ちまして、当面重要課題とされております米のガット

・ウルグアイ・ラウンドの問題について、先ほど同僚の細谷委員からも質問いたしましたけれども、私から若干確認の意味で質問させていただきます。

先ほど近藤大臣から大変力強い御決意を承つて、私ども大変心強く思うわけでありますけれども、そこで、きょうの朝刊ですか、きのうの夕刊

でしたか、アメリカなりECが譲歩した場合には、それに順応して日本の一部輸入はあり得るというような報道が、しかも政府筋から出ているという報道がありましたから、その辺の確認をしたいと思います。

いずれにいたしましても、特定の政策目的から特例措置というのを検討する場合におきまして

も、住民税というものは地方公共団体とその構成員たる住民の利益関係というのに着目いたしまして、所得に応じましてできるだけ広く負担を分かち合う、こういう性格のものでございますので、その特例措置の検討につきましては十分慎重であるべきであるというふうに考えております。

○理事(北修二君) 以上をもつて平成三年度一般会計予算、同特別会計予算、同政府関係機関予算

それぞれ困難な問題を抱えておることは御案内

どう扱うか、これが最終的な一つの山場を迎えるべき時期がいつかは来るだろうと考えておるわけあります。ですが、そういうアメリカやＥＣと我が國の違う立場というのは、一つは米の重要性というもののやら稻作の重要性というようなものが、他国との農産物よりも、さらに重要性という意味合いからすれば非常に重いものだということに日本の国民は受けとめておる、こう思つておるわけであります。

そういう意味からといふことが一点と、そしてまた、自給率が下がつてゐる傾向の中で最大の輸入国であるという立場。ですから、輸出国と輸入国の見解の相違というものは議論の焦点になることは当然のことだと私は思うわけでありますけれども、私どもはそういう立場で、米の重要性、稻作の重要性、あわせて輸入国であるということと自給率が下がつてゐるということを総合的に判断をして、少なくともこの決着を反映をさせていきたい、そういう決意でいるわけでありますから、向こうの重要性をどう扱うかということは、またそれぞれの国において国内対応その他のを考え相手国から話があるかもしませんけれども、私どもはそういう立場で、私の国がこれが重要なことをもつて同列に扱つて交渉に当たるという気持ちほほございません。

○三上陸雄君　そこで、若干さかのぼりまして、日米の構成協議の中でアメリカはアメリカなりの輸出補助金になり、あるいはＥＣはＥＣなりの可変課徴金、日本は日本なりの国内保護あるいは国境措置をしているわけでありますけれども、その保護状況を全部はいだ場合には、果たしてフェアな貿易の交渉だと言えるのかどうか。私は考えてみて、やはりそれぞれの国々がそれぞれの保護政策を取つた場合に表面的にはこれはフェアな貿易だとは思いますけれども、国内の産業間の調整も国内政治の中では必要なわけでありますから、その観点からいきますとそれぞれの国々で保護政策をとるのが当たり前だと思います。

そしてまた、生産性からいくとアメリカはタイ国はあのようないな低水準の労働賃金で生産をしている、そういう関係からタイ国に対してもアメリカは生産性が及ばないというそういう実情もある。そういうふたつをときに果たして国内保護を全部取ることがフェアな貿易になるかということに対しても大臣はいかがな所見をお持ちでしようか。

○國務大臣(近藤元次君) そんなこと全くあり得ないと実は私は思っているのですから、余りそういうことに焦点を合わせて考えたことはございませんけれども、私は食糧の持つ意味合いからいつて、歴史的にこれだけの補助、保護、国境措置、それそれとられてきておることだらうと思うわけであります。

一つは、輸出補助金というよう国内市場をゆがめるようなものは、国際的な場で解消する努力はそれぞれの国が主張してしかるべきだと思うけれども、それでさえ、輸出補助金がついて輸入してくれる国からの同意、いうのもこれまたなかなかとのに努力が必要なんではないだろうか。言つてみれば、輸出補助金をつけて安い価格の農産物を輸入して自国の食糧にしておる国というのがあるわけでありますから、そういう国からすると輸出補助金を廃止しては困るというような意見もあるようになりますから、そういう方針で保護をするといふことは、私は当然あり得てしかるべきだと、そういう認識をいたしておるわけであります。

特に、価格の問題をとかく議論されますけれども、価格の議論をするときには、ぜひ品質の議論をしてほしい、こう実は言つておるわけあります。

あわせてもう一つ価格の面では、それぞれの国の所得で割り返しをして価格が安いか高いかの比較もまたしてほしいなど。とくにその価格のもので、国際価格をただ比較を単純にするということで宣伝をされるということは消費者を惑わすことをなりはしないかな、また安いものがあると

いうことになると生産者の意欲をそがれんではなくないかな、そういう心配をしておるものですから、私はできるだけ、米にしても日本の国民の所得とアメリカ、タイの国民の所得で割り返したとき幾らの量が買えるのかなとうような計算を事務当局にしていただいて、機会あるたびに品質と位置、それぞの分野で、輸出補助金は、当然のこととでありますけれどもゼロになるというようなことは全くあり得ないと思っておるものですから、深い勉強をいたしておりませんので、先生に十分お答えになつたかどうかわかりませんけれども、私はそれぞれ抱えておる状況によって国内が自給するということは、食糧という立場からすれば当然のことではないかな、こう思つておるわけです。

○上陸雄君 ただいまの大蔵の認識について私はと認識が同じでありますし、どうぞひとつ国内外でその認識で御活躍をいただきたい、こう思います。

それでは、今回の法案改正の問題に入らせていただきたいと思います。

私は、主として国営、県営あるいは関連があれば団体営も含めて、土地改良事業における市町村の事業費負担の明確化に対する今回の法改正でありますから、その諸問題について続けてお聞きしたいと思います。

まず日本農業の、農業というのは結局食糧の基本的な考え方とその方針について、しかも構造政策、今までの日本農政の一つの国際化に対処する方針としては規模拡大、そして資本集約型、そういう指導を進めてきたわけでありますけれども、それにはおのずと限界があるというそういう兆しも、私どもも、生産現場も政府自体もお認めになつてゐる状況に相なつております。その意味で、それに対する所管大臣の農水大臣の御所見を賜りたいと思います。

め方の基本に係る御質問でござりますけれども、御承知のように、農業は食糧の安定供給のほかに、地域社会の活力の維持、それからまた、国土とか、自然環境の保全、そういう意味で多面的な重要な役割を果たしているというふうに考えておる次第でございます。したがいまして、二十一世紀に向けて我が国経済社会の調和ある発展のためには、農業の健全な発展が何よりも最も重要なこと、もう一つは活力ある町づくり、村づくりということを目指すことが必要であるというふうに考えております。

その具体的な施策といたしましては、農地の流動化、生産組織の育成等によります経営規模の拡大とか生産性の向上ということがまず第一点でござりますし、またそういう条件を整備するための生産基盤の整備ということも非常に重要であります。また、意欲のある農業後継者の育成確保とか、それからバイオテクノロジー等の先端技術の開発普及ということにも努めていきたいというふうに考えております。また、道路とか下水道などの生活環境の整備等により、住みよい農村づくりにも努めてまいりたいというふうに考えております。

○三上隆雄君 先ほど来ガットの問題から、今、局長の御答弁もあるように、やはり農村は農村として、また農家そのものも育てていかなきやならない、というそういう基本的なお答えがありましたがので、それではもう少し具体的に、将来の日本の食糧政策として食糧の自給率をどうしていくのか、その辺について簡潔にお答えをいただきたいと思います。

○政府委員(鶴岡俊彦君) 我が国の食糧自給率でござりますけれども、最近の食生活の変化が各國に例を見ないような急激な変化をしまして、食生活が多様化しておることは御案内のとおりでござります。それに対して農業生産が対応し切れないので、いろいろなことで自給率自身減少ぎみでござります。

ざいまして、この間発表しました元年度自給率も  
カロリー自給率では一ポイント低下したわけでござ  
います。

国内における供給につきましては、かねてより当委員会でも議論していただいておりますよう、に、国内の農業の持てる力を極力發揮して、できるだけ国内で安定的に供給できるものは供給するという姿勢で今後とも対応していきたい。昨年閣議決定しました二〇〇〇年を目標年次とします長期見通し、ああいう線に向かいまして最大限の努力をしていきたいというふうに考えております。

○三上隆雄君 端的に質問申し上げますが、穀物の自給率が二九%になった、そしてまたカロリー・ベースでも四八%まで下がったという、これ以上下げるんですねか上げるんですか、端的に言つてください。

（改訂版） 最近の消費の動向は文  
化として、技術改善その他品質の向上等々によ  
りまして何とか自給率を維持、少しでも引き上げ  
たいという方向で努力していくふうに  
考えております。

三上陸君　たたいまのお答えで、少なくとも維持していく、でき得る限り向上させていくと、うお答えをいたしましたから、そういう前提でこれから質問をしていただきたいと思います。

そこで、今回の土地改良法は、いわゆる市町村の負担を明確化するということござりますけれども、今回の法改正が及ぶのは、これから事業を進める部分についてのみ適用になるのか、それとも工事の進行中あるいは工事完了のものにも適用になるのか、その辺についての法改正のねらいはどこにあるのかをまずお答えいただきたい。

○政府委員(片桐久雄君)　まず、今回の土地改良法の改正によりまして市町村負担を明確化する趣旨につきまして簡単に説明させていただきたいと思ひます。

最近の農村における農家と非農家の混住化の進展の中で、土地改良事業の果たす役割が農業者のみならず地域社会にとつて大きなものとなつてお

りまして、また市町村が土地改良事業の事業費の

一〇二

一部を負担する例が多くなっているというようなことも踏まえまして、土地改良事業の円滑かつ効率は来年の四月一日からということでございます

10

果的な推進を図る観点から行うものであります。  
具体的には国営、都道府県営土地改良事業の事

卷之三

して いるものについての負担の実態を

1

○政府委員(片桐久雄君)　土地改良区ルートで致

よりまして、事業によって利益を受ける市町村に事業費負担をさせることができることを法律上明確にするものであります。この場合、市町村が負担する額については市町村の意見を聞いた

こつ整理しては、二の土地改良法改正とは別途の

して助成するものについて地方財政措置をすると

になつております。また、市町村負担を明確化するということによりまして市町村の負担の実態を反映した地方交付税措置を可能とするという点で意義があるというふうに考えております。

それからまた、今回の法律改正は、原則として

ルートに限つては及ぶといたしましたが、改良

も、改良区についてはその工事費の一部負担とい

則的には平成四年度からこの法律改正は施行されるというふうに理解いたしております。

○三上隆雄君 交付税の負担の割合等については、後ほど詰めたいと思いますけれども、来年度から実施される地域から該当になるというそのことについて、例えば私は青森出身でございまますけれど

財政措置の実効性について

家が領地として者近府県に統合され、これが原因で二三十人、三十人、その農家が負田する。

七五%が既に終わったというそういう現実があるわけであります。しかもその実態が二十アール以上の整備地区が五〇%を超えている。ですから、これからやるよりも今現実に整備が終わって償還金で大変悩んでいるという実態があるわけであり

の交換で、うか貰田を愛せしやるが、その妻、で

償還助成じゃなくて、市町村から直接県に対して

ではなし限り私は今の現実の農家を救えないと法改正であると思うわけでありますから、その点に対する対策といいますか、私はそこまで法を及ぼしたいという願いで質問なり要望をしているわけですから、それに対する御見解をいただきたい

ますけれども、これはあくまでも市町村みずから

支那の歴史

○三上陸雄君 その改善したいという意向はわかつるんです。ただ、今回の改正に至った経緯を見て、も、それぞれの市町村が、法の措置がなくとも、農家の工事費負担を軽減する意味で実質的に村長の権限、議会の承認を経て予算措置をして補助しているということなんでしょう。ですから、言いかえるならば、市町村が今まででは法で規定されなくとも実質的に出しているということなんです。だから今度は、そういう実態があるから法改正をして法的に明確化するというのが今回の法改正のねらいなんでしょう。それからいって、それは何も市町村ルートも改良区ルートも差別しなくて、ほんといいんじゃないですか。

○政府委員(片桐久雄君) 市町村の土地改良事業に対する負担のやり方といたしまして二通りのやり方があつたわけでございます。先ほど説明しましたように、土地改良区ルートで徴収する場合に土地改良区に対して市町村が助成するというやり方と、それからまた市町村ルートで農家負担金を徴収する、さらにそのときに市町村負担も一部つけ加えて農家から徴収する負担金と市町村が実質的に持ち出す負担金とそれを合わせて都道府県に納入している、こういうやり方と二通りのやり方があつたわけでございます。

今回、この法律改正によりましてその二通りのやり方を改めまして、市町村が実質的に負担する部分は都道府県に直接負担金を納めるという形にいたしまして、それで農家から徴収する分については從来どおり土地改良区ルートの場合と、それからまた市町村ルートの場合も残してあるわけでござりますけれども、こちらの方は市町村が直接実質的に負担がないというようなことで、こちらの農家から徴収して県に納める分については地方財政措置の対象にする、こういう考え方になつてゐるわけですがあります。ただ、経過的に從来市町村ルートで市町村が実質的に負担をしているというケースがございますので、これにつきましては平成二年

度だからその分について地方財政措置を実施する、こういうことにしているわけでございます。

○三上隆雄君　いやいずれにしても両方が適用になるということですか、片一方はならないということですか。

○政府委員(片桐久雄君)　土地改良区ルートでやつていて、土地改良区に対して市町村が償還助成をする、こういうものについては地方財政措置の対象にはならないということをございます。

○三上隆雄君　じょ結局同じでないということですね。局長に向かって失礼ですけれども、これは政府の統一した見解ですか。

○政府委員(片桐久雄君)　市町村負担の明確化といたことでござりますので、今回、市町村が実質的に持ち出す分というものについては県に直接市町村が納入していただく、それについて地方財政措置の対象にする、こういうことでございまして、市町村が任意に土地改良区等に助成をするという部分については地方財政措置の対象にはしないという考え方で、自治省の方ともそういう話になつてゐる次第でございます。

○三上隆雄君　いや、私も事務的に実際立会つたことがないから何とも言えないけれども、実質的には市町村の一一定財源の中から一部を、例えば九〇%を国、県が負担する、あととの五%は市町村が負担するということで各市町村の議決によつて今補てんしているわけです。それがいわゆる改良区ルートの場合には、改良区に一たん納めてそれを県へ納める、その場合は該当にならないで、市町村から直接県へ行くのは該当になるというのを明確にする必要があるということで、今回この土地改良法改正を提案させていただいているわけでござりますけれども、その場合に、市町村の負担を明確にするためには、やはり県から市町村に対

してこれの負担をしなさいといふことが明確になつておりますて、それに応じて市町村が負担するという場合に地方財政措置の対象にし得る。市町村がただ任意に土地改良区に助成しているというものについて地方財政措置の対象にすることは地方財政の建前からなかなかそれは難しい、こういうのが自治省と私どもの話し合いになつておる次第でございます。

〔理事北修「君退席、委員長着席」〕

○三上隆雄君 もう一度、じゃ逆面から確認したいと思いますが、改良区が結成されないで事業を実施するという業種、田面基盤整備をするという場合には当然改良区が必要なわけで、組織してそれがルートになるわけでしょう。したがつて、田面整備をしないでいわゆるかんがい排水とか道路とか、その部分だけの場合は改良区ルートでなく市町村ルートで行くという、いわゆる業種そのものの性質が違うということなんですか。そこをもう少し説明してください。

○政府委員(片桐久雄君) 今回この法律が成立いたしまして、市町村負担の都道府県に対する直接負担という負担のルートが新しくできた場合には、市町村が實質的に持ち出すという分についてはすべてそちらの方のルートで負担をしていただきたいという指導をする予定でございます。そうすればそれはすべて地方財政措置の対象になると、いうことでござります。

したがいまして、いろんな土地改良事業の公益的効果といいますかそういうものを、例えば道路とか水路とかそういう公共的な工事の部分について主として市町村が負担していただく、その分は都道府県に対する直接の負担という形で、今後そういうルートで負担していただくということを考えておる次第でございます。

したがいまして從来土地改良区ルートで、それに対して市町村が償還助成をしているという点は今回の改正によりましてすべて直接市町村が県に負担をする、こういうルートに切りかえていただく、こういう考え方で指導したいと思っておるわ

けでございます。

○三上隆雄君 じゃ、その区分した場合には、現実に改良区ルートの場合は今回の改正の効果が及ばないけれども、その方法を市町村ルートに切りかえたならば可能だという解釈でいいですか。今の局長の答弁はそうじゃないですか。

○政府委員(片桐久雄君) 従来実質的に土地改良区ルートに対して償還助成というようなことをやっていたものを今度は市町村から直接県に負担をするということに切りかえていただければ、それは地方財政措置の対象になる。こういうことでござります。

○三上隆雄君 切りかえていただければと言うけれども、まだそこには問題あるということを含めながら、時間の問題もあるし進めます。そのうちにも、現実に今改良区の土地改良費の負担金が工事費と事務費を合わせると一反歩五万円を超えるという実態もあるわけです。今の米価からいって、実費を取つて十六万五千円、政府米価で。そして所得率がうまくやつて五〇%としてもせいぜい七万か八万の所得。それから五万円も土地改良費を納めて生産性が上がるかどうかという議論は言わなくたってわかるはずです。その辺の農家の負担軽減を図るために、私は少なくとも公共の部分、道路、水路、ダム、この部分については農家に負担させるべきでないという基本的な考え方で質問しているわけでありますから、その点についてはどうでしょうか。

○政府委員(片桐久雄君) 土地改良事業一般の議論といたしましては、国、都道府県、農家三者で分担するというのが現行制度の原則になつてゐるわけでございます。しかし、事業により発生する利益が市町村に帰する部分もありますので、今回法律改正によつて市町村負担といふものも明確に

いたしたわけでござりますけれども、また先生御指摘のように、ダムとか頭首工、それから公共性の高い基幹的なかんがい排水施設の整備につきましては、平成元年度から高率の国庫負担を行う新しい国営事業を創設するということで国の負担率をかなり引き上げるというようことで実質的に農家の負担を低くする、こうしたことやつてゐるわけでございます。

それからまた、最近では、こういう基幹的な用排水施設とかそれからまた基幹的な農道等につきましては地方公共団体の負担というものが実質的になされまして農家の負担がほとんどゼロというケースが多いというふうに承知している次第でございます。

○三上隆雄君 最近の事業では農家の負担がほと

んどゼロだというその認識が誤まつてはいないで

すか。現実にそういう負担があるから私らが言つ

ているんです。そういう農家のその負担を軽減す

るために國民が認められるような条件でなければ

ならない。これは國家が総合的な運営をしてい

るわけですから、その公共の部分は國民も認め合

う。自給率も向上しなきゃならない、農業後継者

も立てなきゃならない、ある意味では規模拡大し

ながら家族經營でも成り立つような農業をしたい

というのであれば、どこかでそれを救つてやらな

きやならない。救つてやるとすればその辺から救

つてやらないと私は救える道がないと思う。です

から、公共の部分だけは負担させるべきでないと

いうことを言つてゐるわけであります。

しかも工事が完了したものについてもそれが及

ばないと、これからやる事業については我々はも

はやその恩恵を期待できないわけでありますか

ら、平準化制度も持つたけれども、これも、最終

的には幾らか農家を救うけれども、改選区の負担

を軽減するには確かに効果はあるけれども、実際

の農家の負担軽減にはならないのです。基本的な

農家を育成する、自給率を高める、そういう姿勢

でこれから農業、食糧というものを進めていく

とすればどこで救われますか。足腰を強めると言

つたって、しかも三〇%は減反してゐるんです。状況をもつと言えば五年間で整備するものがかなり引き上げるというようことで実質的に農家の負担を低くする、こうしたことやつてゐるわけでございます。

それからまた、最近では、こういう基幹的な用排水施設とかそれからまた基幹的な農道等につきましては地方公共団体の負担というものが実質的になされまして農家の負担がほとんどゼロというケースが多いというふうに承知している次第でござります。

○三上隆雄君 最近の事業では農家の負担がほと

んどゼロだというその認識が誤まつてはいないで

すか。現実にそういう負担があるから私らが言つ

ているんです。そういう農家のその負担を軽減す

るために國民が認められるような条件でなければ

ならない。これは國家が総合的な運営をしてい

るわけですから、その公共の部分は國民も認め合

う。自給率も向上しなきゃならない、農業後継者

も立てなきゃならない、ある意味では規模拡大し

ながら家族經營でも成り立つような農業をしたい

というのであれば、どこかでそれを救つてやらな

きやならない。救つてやるとすればその辺から救

つてやらないと私は救える道がないと思う。です

から、公共の部分だけは負担させるべきでないと

いうことを言つてゐるわけであります。

しかも工事が完了したものについてもそれが及

ばないと、これからやる事業については我々はも

はやその恩恵を期待できないわけでありますか

ら、平準化制度も持つたけれども、これも、最終

的には幾らか農家を救うけれども、改選区の負担

を軽減するには確かに効果はあるけれども、実際

の農家の負担軽減にはならないのです。基本的な

農家を育成する、自給率を高める、そういう姿勢

でこれから農業、食糧というものを進めていく

とすればどこで救われますか。足腰を強めると言

います。

○政府委員(片桐久雄君) 先生の御指摘のいわゆ

る土地改良事業の中でもダムとか基幹的な用水

路、排水路、それから線形的な農道、まあ基幹的な

農道、こういうものにつきましては國の負担率も

産性からいって、昔産の生産性からいって無理だ

と思ふんです。ですから、それを何とかできない

かと言ふんです。

○政府委員(片桐久雄君) 先生の御指摘のいわゆ

る町村の負担もかなり実質的に高くしていただき

て、それで実質的には農家の負担がゼロという方

に向くなっているというふうに承知しております。

ただ、面的な整備、例えば圃場整備とか農用地開

発とか、これらにつきましては一部農家の負担を

していただき、こういうよなことになつていて

わかつてございます。

○三上隆雄君 ただいま自治省との最終的な詰め

つきましては、これは地方財政当局であります自

治省が最終的に決定するということでございま

すけれども、この法案の立案過程で自治省と私ど

ものの方でいろいろ協議をさせていただきまして、

平成三年度から実施する地方財政措置につきま

してはある程度の考え方が固まつてゐる次第でござ

ります。

○三上隆雄君 ただいま自治省との最終的な詰め

つきましては、これは地方財政当局であります自

治省が最終的に決定するということでございま

すけれども、この法案の立案過程で自治省と私ど

ものの方でいろいろ協議をさせていただきまして、

平成三年度から実施する地方財政措置につきま

してはある程度の考え方が固まつてゐる次第でござ

ります。

○三上隆雄君 ただいま自治省との最終的な詰め

つきましては、これは地方財政当局であります自

治省が最終的に決定するということでございま

すけれども、この法案の立案過程で自治省と私ど

ものの方でいろいろ協議をさせていただきまして、

平成三年度から実施する地方財政措置につきま

してはある程度の考え方が固まつてゐる次第でござ

ります。

○三上隆雄君 これから実施しようとする事業に

ついてはそれなりの負担をかけないという考

えで、それはわかるだけれども、今までやつた部

つたって、しかも三〇%は減反してゐるんです

よ。状況をもつと言えば五年間で整備するものが

負担につきましてそれ以下にするよう

といふこ

とで、無利子融資をすることによりまして償還を

できるだけならかにするとよろくなことによ

りまして、農家の実質的な負担軽減というものに

なつてゐるのではないかというふうに考えておる

次第でござります。

○三上隆雄君 最終的に、総合的にまた詰めたい

と思いますけれども、それでは地方財政措置によ

つて市町村のそれ負担分を緩和するという今回の

法のねらいがある、しかばその財政措置を明確

にしてゐるんです。

○政府委員(片桐久雄君) 地方財政措置の内容に

つきましては、これは地方財政当局であります自

治省が最終的に決定するということでございま

すけれども、この法案の立案過程で自治省と私ど

ものの方でいろいろ協議をさせていただきまして、

平成三年度から実施する地方財政措置につきま

してはある程度の考え方が固まつてゐる次第でござ

ります。

○三上隆雄君 ついでございましては、これは地方財政措置につきましては、計画償還

とかもそれからまた先ほどどの平準化対策とか、そ

う形でいろいろ負担金の軽減対策というものを

実施している次第でござります。

○三上隆雄君 そこでもう一度確認したいと思

ますが、先ほど局長は公共の部分、いわゆるダム

なり基幹水路等についてゼロに近いよう農家

負担だと言われた。しかばゼロに近いというの

は一%、二%、五%までいったらそれはゼロに近

いという認識ですか。ダムの負担金といふのは農

りしないと思うけれども、最終的には市町村の負

担をどのぐらいにして、実質的に町村負担が交付

か。

○政府委員(片桐久雄君) 市町村の負担をどのく

らいといふことで指導するかと、いうことでござ

りますけれども、私ほどいたしましては、ガイド

ラインと、いうよなことで市町村負担の標準的な

率を定めまして、これを通達で指導したいといふ

ういう認識ですか。ダムの負担金といふのは農

家に負担させるというのは一%でも二%でも相当

額なんですよ。

○三上隆雄君 じゃ、全国的に公共の部分を実質的に負担して

いる工区がどのくらいありますか。

○政府委員(片桐久雄君) 国営のかんがい排水事

業でダムをつくっている地区について見ますと、

昭和六十年から平成二年まで完了した地区が二十

六地区、そのうちダムを実施している地区が九地

区ござりますけれども、ダムをやつて九地区

の中で五地区はダムにかかる農家負担はない

というふうに承知いたしております。

○三上隆雄君 これから実施しようとする事業に

ついてはそれなりの負担をかけないという考

えで、それはわかるだけれども、今までやつた部

つたって、しかも三〇%は減反してゐるんです

よ。状況をもつと言えば五年間で整備するものが

負担につきましてそれ以下にするよう

といふこ

とで、無利子融資をすることによりまして償還を

できるだけならかにするとよろくなことによ

りまして、農家の実質的な負担軽減といふものに

なつてゐるのではないかというふうに考えておる

次第でござります。

○三上隆雄君 これから実施しようとする事業に

ついてはそれなりの負担をかけないという考

えで、それはわかるだけれども、今までやつた部

つたって、しかも三〇%は減反してゐるんです

よ。状況をもつと言えば五年間で整備するものが

負担につきましてそれ以下にするよう

といふこ

とで、無利子融資をすることによりまして償還を

できるだけならかにするとよろくなことによ

りまして、農家の実質的な負担軽減といふものに

なつてゐるのではないかというふうに考えておる

次第でござります。

○三上隆雄君 これから実施しようとする事業に

ついてはそれなりの負担をかけないといふ考

えで、それはわかるだけれども、今までやつた部

つたって、しかも三〇%は減反してゐるんです

よ。状況をもつと言えば五年間で整備するものが

負担につきましてそれ以下にするよう

といふこ

とで、無利子融資をすることによりまして償還を

できるだけならかにするとよろくなことによ

りまして、農家の実質的な負担軽減といふものに

なつてゐるのではないかといふふうに考えておる

次第でござります。

○三上隆雄君 これから実施しようとする事業に

ついてはそれなりの負担をかけないといふ考

えで、それはわかるだけれども、今までやつた部

つたって、しかも三〇%は減反してゐるんです

よ。状況をもつと言えば五年間で整備するものが

負担につきましてそれ以下にするよう

といふこ

とで、無利子融資をすることによりまして償還を

できるだけならかにするとよろくなことによ

りまして、農家の実質的な負担軽減といふものに

なつてゐるのではないかといふふうに考えておる

次第でござります。

○三上隆雄君 これから実施しようとする事業に

ついてはそれなりの負担をかけないといふ考

えで、それはわかるだけれども、今までやつた部

つたって、しかも三〇%は減反してゐるんです

よ。状況をもつと言えば五年間で整備するものが

負担につきましてそれ以下にするよう

といふこ

とで、無利子融資をすることによりまして償還を

できるだけならかにするとよろくなことによ

りまして、農家の実質的な負担軽減といふものに

なつてゐるのではないかといふふうに考えておる

次第でござります。

○三上隆雄君 これから実施しようとする事業に

ついてはそれなりの負担をかけないといふ考

えで、それはわかるだけれども、今までやつた部

つたって、しかも三〇%は減反してゐるんです

よ。状況をもつと言えば五年間で整備するものが

負担につきましてそれ以下にするよう

といふこ

とで、無利子融資をすることによりまして償還を

できるだけならかにするとよろくなことによ

りまして、農家の実質的な負担軽減といふものに

なつてゐるのではないかといふふうに考えておる

次第でござります。

○三上隆雄君 これから実施しようとする事業に

ついてはそれなりの負担をかけないといふ考

えで、それはわかるだけれども、今までやつた部

つたって、しかも三〇%は減反してゐるんです

よ。状況をもつと言えば五年間で整備するものが

負担につきましてそれ以下にするよう

といふこ

とで、無利子融資をすることによりまして償還を

できるだけならかにするとよろくなことによ

りまして、農家の実質的な負担軽減といふものに

なつてゐるのではないかといふふうに考えておる

次第でござります。

○三上隆雄君 これから実施しようとする事業に

ついてはそれなりの負担をかけないといふ考

分についても及ぶようなそろ、いう措置をとれないかということなんです。償還の平準化なり計画償還というその二つはやられていますけれども、それは実質的に農家の負担軽減じゃないんです。改良区の滞納が余りあって困るから、その滞納の部分の回収が困難だから、その頭の部分を後半へずらして、それを別な金融機関を通して借りかえさせて、その利子補給をするということだけなんだ。農家を救つちゃいないんだよ。もちろん延びた分の利息は政府が負担しているけれども、実質的に農家の負担というのは、十年のものが十五年になつているだけであって、自分の負担部分は減っていないということなんだよ。

そうでなく、十年なら十年、当初の計画どおりやって、頭の部分を柔らかの形で救おうとすれば、國民が認め合う何か理由をつくるとすれば、公的な部分の負担はさせるべきでないというんですよ。そのことを何とかできないかといふんだ。そして、頭の部分を何とかできないかと思ふんです。

○國務大臣(近藤元次君) 先生今御指摘の点はよく理解できるんですけど、從来町村の負担というのが明確になつてない地域が全国的にかなりあるものですから、そういう意味ではまた負担の区分になつたり、あるいは補助をするというやり方と二通り実は現実にあるわけです。先生のところは整備率が七〇%ありますけれども、全国平均すればまだ四六%という整備率なものですから、先生のような先進県のところもあれば、またもっとおくれている地域もあるのですから、まずは町村の負担を明確にしたいというのが一つの今度のねらいであります。

それゆえに、私もかねがね個人の財産と道路、水路、ダムといふようなものが同じ補助率といふのもいかがなものかということを考え続けてきました

わけですが、その前に町村の負担を明確にするには支援体制をとらなければならぬ、ということ

で、今回のやつは自治省の方から言わせれば必ずしも新たなものではなくて、從来その根っここの部分を見つけておったわけです。見ておつたのに今度は還といふ事業別に明確にしていくことになつて、それも一つの町村によつて強弱があるのですから、農林水産省としてはガイドラインのようなものを指導体制にして、この程度で町村を指導するということです。農業以上の部分については、町村が土地改良に補助をするんではなくてかわつて負担というやり方をしていただければ、その分が農家に対しては一つの軽減になり、そして市町村に対する対応は起債なり交付税の対象として今度明確にすることになつたわけです。

あわせてもう一つ、私がこれから研究していくべきやならないと思つてるのは団体営の部分をどうするか、この部分についても一つは不公平感が出てくるのではないかという感じを受けとめておるものですから、団体営の分についてもこれから研究をしていかないと、しかしそこまで待つておると今回の法案も県営以上の分の負担が明確にならないものですから、一つは調つた県営以上の部分について今回提案をさせていただいて、団体営以降の部分についてあるいは今言われるよう個人財産と公的財産というものの負担に差つけるというような趣旨のことがどのようなやり方でできるかということをさらに、私も從来そのことを考えてきた一人でありますので、今事務当局に検討させておるところであります。まとまつたところから出させていたいたいという、何歩か前に進したということで御理解をいただければ大変ありがたい、こう思つております。

○三上陸雄君 今大臣の最終的な御見解をいただいて、今回の法改正は一步も二歩も前進だといふことはわかるんです。ただ、実態に即していな

い。今までやつた部分についても何らかの恩恵があるようないふうに見込んでいたいといふことです。今までやつた部分についても何らかの恩恵があるようないふうに見込んでいたいといふことです。

○大淵綱子君 ただいまの三上委員の質問に関連したことでもちょっとお尋ねをしたいと思います。

この市町村の負担の部分についての改正の概要の中に、「国営及び都道府県営事業において、都道府県は、当該事業によって利益を受ける市町村に對し、その市町村の受けける利益を限度として」

いうところがありますけれども、その市町村の受けける利益の限度というのはどの程度のものでしょ

うか。

○政府委員(片桐久雄君) 土地改良事業につきまして市町村が受ける利益ということでは、私ども大きく二つに分けて考えられるんじゃないかなといふように思つております。農業を中心としたしま

した農業及びその関連産業の振興によります地域経済の拡大を通じて農村地域が活性化するという

ことが一点でございます。それからもう一つの点は、農業用の排水施設とか農道とか、そういう

ものの整備を通じまして農村の生活環境の改善が図られるというようなことが挙げられると思いま

す。こういうような市町村なり市町村の地域の住民に対する全体的な利益といいますか、こういう

もの市町村の受けける利益といふふうに考えていく次第でござります。

○大淵綱子君 その利益の限度をガイドラインとしておおよそ八%といふふうに見込んでいるといふふうな資料をいただいておりますけれども、そ

の八%はどうした根拠による算出でしょうか。

○政府委員(片桐久雄君) 市町村の受けける利益を限度にいたしまして市町村の負担する割合といふ

裕のない市町村も負担しやすくなるという面があ

るのではないかというふうに考えていく次第でござります。

○大淵綱子君 そうしますと、この法改正によつて市町村の負担が重くなつて圃場整備がおくれる

という懸念はないわけでございますね。確認して

おきます。

ガイドラインといふものを示したいといふうに考えております。先生御指摘のような八%といふ

のは、これは国営かんがい排水施設の一般的な施設について八%程度といふことを予定しております

しも新たなものではなくて、從来その根っここの部分を見つけておつたわけです。見ておつたのに今度は

還といふ事業別に明確にしていくことになつて、それも一つの町村によつて強弱があるのですから

、ダム、水路、基幹道路の負担は、局長はほとんど負担していないと言つけれども、実態はそ

うでないですから、負担していませんから、ですから

その辺で緩和させていただきたいということをお願いして、大臣の御健闘を御期待申し上げて終わ

りたいと思います。

○政府委員(片桐久雄君) 従来余り負担していくな  
かつた市町村についてできるだけ負担をしていた  
だくよう指導して、その結果、農家負担が軽く  
なるということがあるのでそれども、

そういう市町村の負担が重くなる分については地  
方財政の裏打ち措置がなされるということでござ  
いますので、そのことによつて土地改良事業の推  
進がおくれるというようなことはないというふう  
に考えております。

いくということですけれども、今までかかっている部分については考えていただけないでしょうか。  
○政府委員(片桐久雄君) 従来の分でもう既に負担を開始しているものにつきましては、これは負担金軽減対策という中でいろいろ工夫してまいりたいというふうに考えております。  
○大別絹子君 今これからることはゼロに近いよ

○大淵綱子君 そうしますと、今回の法改正の中のガイドライン八%の部分をここに持ち出してということに受けとめられますけれども、そういう考え方ですか。

に基づく工事というようななそういう公共性の極めて高い事業につきましては、国、県、市町村、その負担で実質的に農家がゼロになるようなそういうガイドラインというものを決めていきたい。こういう考え方でございます。

担はない、公共費として負担をさせていただくような方向で取り組んでいただくことをお願いしておきます。

平成四年度で第四次土地改良長期計画が終わるわけですが、それでも、その進捗率を高めるためにどのような方策をとっていますか。現在大変おくれていると思うんです。十年計画をされていて五五・六〇%ですが、この十年間の計画がこれほど大幅

担はない、公共費として負担をさせていただくような方向で取り組んでいただくことをお願いしておきます。

平成四年度で第四次土地改良長期計画が終わるわけですけれども、その進捗率を高めるためにどのような方策をとっていますか。現在大変おくれていると思うんです。十年計画をされていて五五・六%ですか、この十年間の計画がこれほど大幅におくれてしまつたことの原因はどこにあるかお聞かせください。

○大瀬崎子君 先ほど三上委員の質問の中に、国営かん排事業に対して農家負担分はないというごとでお答えがありましたけれども、河川法の二十条に基づく工事状況についてちょっとお聞きをしたいと思っています。これもいただいた資料の中では国営かん排事業の実施に河川法第二十条に基づく農家負担というのはゼロということでした。聞いておりますぐれども、県営開拓場整備の方、県営

方では大変ばらつきがあるんです。ゼロといふところとそれから五%、六%といふようなところがあるんですけども、これはどうしてこういうふうになっているんでしょう。

○政府委員(片桐久雄君) この市町村の負担と農家の負担との関係でございますけれども、市町村がかなり財政的に余裕のあるところで余計負担しているところはゼロということでござりますし

市町村の負担の程度が低いところは多少農家に負担させているという実態もあるようでございますけれども、私どもいたしましてはこの河川法二十九条に基づく工事につきましては、これは河川法に基づくいわゆる河川工事ということをございますので、極めて公共性の高い工事であるというふうと考えております。

今回のこの市町村負担が明確化されることを踏まえまして、今後は河川法二十条の工事に係る農家負担については実質的にゼロになるよう、市町村、都道府県を指導してまいりたいというふうに考えております。

○政府委員(片桐久雄君) 县営圃場整備等の事業の中では非常に農業外の交通の多い道路を整備するとか、それからまた集落の排水が流れ込む排水路を整備するとか、そういうような工事もやつているケースがあるわけでございます。こういうような集落の方々が利用するような排水路とか道路につきまして、農家の負担だけで工事をするということは大変にいろいろ問題が多いということで、私ももといたしましては、そういう農家以外の方が利用することが多い道路とか排水路を圃場整備事業の中で整備する場合にはこれは別途の工種として補助率も少し高くする。それからまた、用地の買収費も予算上認めるというような形で、農家の負担を軽減するようなそういう措置も講じておつしやいましたけれども、どういう方法で、  
○政府委員(片桐久雄君) 先ほどの河川法二十九条

町村負担の部分というのがあるわけです。その部分で、河川法二十条工事の部分を負担するというふうには考えなくてよろしいですね。今回の改正はあくまでも今まで農家が負担していた部分の市町村の負担を明確化するというふうに考えてよろしいですね。

○政府委員(片桐久雄君) 今までのというところがちょっと解釈が問題なんですけれども、既に完了して負担金の負担を開始しているような地区についてでは今回の改正による措置というのはなかなか及ばないわけでございまして、これから完了するとか、これから施工する、こういうものについてただいま申し上げたような措置が及ぶというところでございます。既に完了して負担金を納めているような地区につきましては、これは負担金対策

邓小平理论与党的基本路线——邓小平文集(上卷)

○大判規制で、金利が高まっています。一方で、政府の政策計画は、依然として実現していないんですね。

美態でござ  
まとして、確  
かなか確  
もといたいと  
りたいと  
ナリ

「 」 いうふ  
確かに はある程  
度保でき  
財政事  
額とい  
すし、  
しまし  
るだけ  
か。  
の計画  
はとり  
と続け

進捗状況を確認する。  
うに考へては、  
進捗を

事業量  
つような  
に悪い  
常に悪い  
る次第で  
るに何と  
うに努力す  
る次第で  
るに何と  
うに努力す

で、金額的にはある程度確保しても、事業量としてはなかなか確保できなかつたというような面もございまして、確かに進捗状況が非常に悪いというのが実態でございます。  
私どももいたしましては、今後さらに何とか努力をして、できるだけ進捗を図るように努力をしてまいりたいというふうに考えておる次第でございます。  
○大別綱子君 財政事情が苦しいと言いますけれども、年々予算額というのは上がってきていた実態はあるわけですし、三十二兆円の予算を組みながら十五兆円しかまだ消化されていない。これは平成三年度までで十五兆九千四百四十八億円ということでしょう。五五・六%にとどまっていると、いうのは、これはとりもなおさず政府が農業切り捨て政策をずっと続けてきた、そのあかしじやないんでしようか。

○政府委員(片桐久雄君)　この第三次土地改良長  
期計画は十九年の計画でございまして、昭和五十

八年につくったわけでございます。当時、昭和五十八年のときには相当予算を伸ばすことができるんじゃないかということで、この伸び率も相当高く見込んだわけでございますけれども、その後のいろんな財政事情もございまして、予算全体、公共事業費の全体の伸びが非常に低くなつたというふうな中で、結局予定どおりに事業が進まなかつたという実態があるわけでございます。私どもいたしましては、今後この土地改良事業が農業の生産基盤整備と同時に農村の生活環境整備にも非常に重要な仕事であるという観点から、予算の確保には全力を挙げてまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

○大淵綱子君 平成四年度で第三次土地改良長期計画というのが終わるわけですけれども、平成五年度から始まるであろう新しい長期計画の展望ですね、基本方針とか取り組み、今後の整備水準及び整備量等を教えていただきたい。

○政府委員(片桐久雄君) 先生御指摘のように、現行の第三次土地改良長期計画は平成四年度で終了いたしまして、平成五年度から新たに十カ年の第四次土地改良長期計画を策定したいということでおるいろいろ現在勉強しているところでございます。この第四次土地改良長期計画につきましては、基本的な考え方といたしましては、豊かな二十一世紀を目指しまして農業農村の活性化を図っていくために、農業の生産性向上のための生産基盤の整備、さらに活力ある農村社会を形成するための農村地域の総合的な整備というふうなものを基本的な課題として今後第四次土地改良長期計画の検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○大淵綱子君 今回の法改正の中に、農業基盤整備費の名称変更というところがあるわけですから、この再編の中で生産基盤整備からの方向転換を行う趣旨をちょっとお聞かせください。

○政府委員(片桐久雄君) 従来予算の主要経費といいますか、その中で農業基盤整備費というふうに言つておりましたものを、平成三年度から農業

農村整備事業費というふうに名称を変更させていただきます。この名称変更の理由でございますけれども、從来、農業基盤整備ということで生産性向上、それから農業生産の再編成ということで生産基盤整備と同時に農村の生活環境整備にも非常に重要な仕事であるという観点から、予算の確保には全力を挙げてまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

も、従来、農業基盤整備ということで生産性向上、それから農業生産の再編成ということで生産基盤の整備を重点的に進めてまいつたわけでございますけれども、最近のいろんな情勢を反映いたしましたして、農村地域の生活環境の改善にも資する事業ということで位置づけをしていただきたいというふうにあります。したがいまして、今後この農業農村整備事業費という名称のもとに農業の生産基盤の整備、また農村の生活環境の整備と両方とも重点を置いて事業を実施してまいりたい、こういう考え方で名称を変更させていただきたいといふことでございます。

○大淵綱子君 名称の変更と日米構造協議における公共投資四百三十兆円との関連はありますか。

○政府委員(片桐久雄君) 公共投資基本計画、十一年計画の中で特にこれから豊かな日本の経済社会を目指すために生活の質の向上というのにも重点を置いて公共投資をやっていくということが示されているわけでございます。私どものこの土地改良事業につきましても、やはり生活の質の向上、特に農村地域は生活環境整備がおくれているというような観点から、農村の生活の質の向上という点も重点を置いてこの事業を運営していくいたいと、そういうことで今回改正をお願いしているわけでございます。

○大淵綱子君 四百三十兆円を満たすために、この土地改良基本整備の予算額をそちらに乗せるという考えではないわけですね。

○政府委員(片桐久雄君) 今後四百三十兆円、十一年で生活の質の向上に重点を置きながら展開していくという中で、私どものこの農業農村整備事業も大きな役割を果たしていきたい、特に農村地域の生活環境の整備という点にも重点を置いて大いなる役割を果たしていきたい、こういう考え方であります。

今回の名称の変更をさせていただきたいということでございます。

○大淵綱子君 今回改正の最も大きな点の中に市町村の事業費負担についてというところがあるわけです。市町村の同意要件を廃止するというところがありますけれども、同意要件を廃止することが提案されてきた背景をお聞かせください。

も、従来、農業基盤整備ということで生産性向上、それから農業生産の再編成ということで生産基盤の整備を重点的に進めてまいつたわけでございますけれども、最近のいろんな情勢を反映いたしましたして、農村地域の生活環境の改善にも資する事業ということで位置づけをしていただきたいといふことでございます。したがいまして、今後この農業農村整備事業費という名称のもとに農業の生産基盤の整備、また農村の生活環境の整備と両方とも重点を置いて事業を実施してまいりたい、こういう考え方で名称を変更させていただきたいといふことでございます。

○政府委員(片桐久雄君) 従来、市町村ルートをとる場合には市町村の同意をもとに市町村ルートをとつていただく、こういうことになつていています。今回の改正案でも、土地改良区ルートにかえて市町村ルートをとるという場合に

は、やはり市町村の同意を得てそういうルートをとるという仕組みは変えておらないわけでございます。ただ、市町村が実質的に直接県に負担する部分ということにつきましては、これは市町村の意見を聞いて都道府県の議会の議決をもつてその負担を決めることができるように形で、そこのところは必ずしも市町村の同意というものを要件にしていない次第でございます。このような仕組みは地方財政法とか、その他のほかの公共事業の関係、道路法とか河川法とか、そういう各種法令と同一の仕組みになつている次第でございます。

○大淵綱子君 同意要件を廃止するのに伴つて都道府県がその負担する金額について議会で決定をするということになつていていますけれども、市町村同一の仕組みになつている次第でございます。

○大淵綱子君 同意要件を廃止するのに伴つて都道府県がその負担する金額について議会で決定をするということになつていていますけれども、市町村同一の仕組みになつていています。

○政府委員(片桐久雄君) 市町村の負担額を決める場合には市町村の意見を聞くということが要件になつてますか。

○大淵綱子君 市町村の負担額を決められた意見というのには十分に組み込まれる仕組みになつてますか。

○政府委員(片桐久雄君) 市町村の負担額を決められた意見というのには十分に組み込まれる仕組みになつてますか。

○大淵綱子君 地が三千二百ヘクタールということであります。この制度は昭和四十七年から平成元年度までの間の都道府県管土地改良事業について見ますと、非農用地として生み出された面積は約五千一百ヘクタールということになります。これを用途別に見ますと、公共用

地が三千二百ヘクタールということで、六〇%強を占めている、こういう状況でございます。

○大淵綱子君 その生み出された公共用地を売却して、その清算金で圃場整備の負担を軽減していくようになりますけれども、そういうことはありますか。

○政府委員(片桐久雄君) こういう形で生み出されたいわゆる公共用地等の非農用地の清算金、一種の売却益でございますけれども、これで農家負担の軽減を図るということをやつているケースが非常に多いというふうに聞いておりますし、これ

は農家負担の軽減を図る非常に有効な手法であるというふうにも考えている次第でございます。現行の換地制度においても、こういう形で権利者の合意のもとに減歩した非農用地を生み出して、その際の清算金をもつて負担金に充てるということは実際に行われておりますので、私ども今後とも

このような手法の周知を図ることに努めてまいります。

○大淵綱子君 負担金の軽減を図るということは非常にいいことなんですけれども、それについての歯止めがないと、負担したものに対してそれで全部その方法でやつてしまおうといふことになつてしまわないかという懸念がありますけれども。

○政府委員(片桐久雄君) 非農用地で創設換地を行つてこの制度の場合には、本人の同意を得て減歩をするということで、同意が前提になつていています。したがいまして、本人の意思を無視してこういうことをやるということはございませんし、それからまた実はこのいわゆる非農用

地の創設換地というものは、原則として全体の圃場整備事業の中で計画的に公共用地等

場整備の面積の中で三割以内に抑えなさい、こういう指導をしているところでございます。現実には三割という上限にはほど遠い、例えば5%とか3%とかその程度の非農用地換地を実施しているケースが多いというふうに聞いておる次第でございます。

○大淵綱子君 その三割以内というようなことは法制化をされていますか。三割以内ですか。

○政府委員(片桐久雄君) 三割以内という指導は、これは法制化じゃございませんで、通達で指導をしている次第でございます。

○大淵綱子君 三割というのは大変多い数字といふうに思いますけれども、そうは思われませんか。

○政府委員(片桐久雄君) 大変に農村的なといいますか、そういうところで大規模な圃場整備をやるという場合には三割という数字は大変に多いということだと思います。しかし、場所によりましては、都市近郊の集落周辺の圃場整備をやりながら宅地予定地を生み出したいとか、それからまた道路予定地を生み出したいとか、そういうような圃場整備もございまして、三割の限界というものにはぼ近いようなそういう非農用地換地といふのを生み出しているケースもございますので、これは地域によりましていろいろ考えられるのじやながろうかというふうに考えております。

私どもといたしましては、今後、都市近郊の集落周辺の圃場整備といふのところでは、非農用地換地を使いまして、例えば集落の環境整備とか、それからまた水辺空間の整備とか、そういうような居住環境の整備といふのことをも圃場整備の非農用地換地を通じてやつていただいてはどうかというようなことで新しい事業もいろいろ工夫しているところでございます。

○大淵綱子君 この換地の取得者になることができる農地保有合理化法人というのを定めるというふうにここにうたつてありますけれども、これはどういう組織ですか。

○政府委員(片桐久雄君) 農地保有合理化法人の

定義は農地法に書いてあるわけでございますけれども、現在ある組織いたしましては、まず都道府県の農業公社というのがございますし、そこはか、場所によりましては農協とか市町村がその農地保有合理化法人の資格を持ってそういう事業をやっているというところもございます。都道府県の農業公社の場合には、県が主として出資する公

益法人という形で事業を行つておる次第でございます。

○大淵綱子君 「農地保有合理化法人が創設換地の取得者となつても事業参加者となることができることとするための調整規定を置いている」といふいうふうにありますけれども、ここは何の目的でこ

ういうふうになつたのでしょうか。

○政府委員(片桐久雄君) 農地保有合理化法人が所有している農地につきまして、それも含めて土地改良事業を行う場合に、農地保有合理化法人も三条資格者として土地改良事業に参加し得るといふそういう調整規定を置いておる次第でございます。

○大淵綱子君 そこで、今回の換地制度の改正を行ふことによつて土地改良事業に及ぼす影響といふものについて考えておられますか。

○政府委員(片桐久雄君) 今回の換地制度の改正は二点ございまして、第一点は、不換地とか特別減歩見合いの創設換地によりまして地域における農業の担い手の規模拡大に必要な農用地を創出することができるところにするということでございまして、これを活用することによりまして、地域の農業

は農地保有合理化の促進が期待されるということでござります。

○大淵綱子君 それから、第二点の改正点は、換地計画に係る地域の全部について工事が完了する以前においても換地処分を行ふことができるということでござります。これについては権利関係の早期安定に資するとともに、創設された非農用地についての宅地造成とか担保権設定の時期を早めまして、非農

用地換地の円滑な推進に寄与するというふうに考えております。また清算金の支払いが早まるという効果も期待できるわけでございます。

これらの改正は、いずれも混住化とか高齢化と

いうような最近における農村の現状において土地改良事業の円滑な実施に資するとともに、農業構造の改善と農村の活性化に大きく貢献するものであります。

○大淵綱子君 その計画がスムーズにいくためにも農業の担い手といふものが存在をしていなければならぬわけですから、政府が出した見込みとは大変違つて、農業後継者といふのは年々減ってきておるわけですから、後継者不足といふ厳しい状況の中ににおける農業経営の規模拡大のあり方について、今後の取り組み方をお聞かせいただきたいのです。

○政府委員(片桐久雄君) 我が国農業は、中核農家等担い手の減少が憂慮されているわけでございまして、特に土地利用型農業の生産性向上、これを通じた地域農業の振興が図ることが当面の重要な課題になつているというふうに考えております。このためには地域の多様な自然的、社会的、経済的条件に即しまして農用地利用増進事業等によりまして農地の貸し借りとか作業の受託とか、そういうようないろんな手法を通じて経営規模の拡大とか、また効率的な生産組織の育成、そういうものを推進していくみたい、しかもこれは地域の自主性を尊重しまして、地域の実態に応じていろんな手法を推進していくといふうに考えております。

このよほうな政策の展開を図るために、まず何といつても基礎的な条件であります基盤整備といふことが非常に重要でありますし、しかも農地の面的な集積といふことも非常に重要であるといふこと、平成三年度から、二ヘクタール以上の面的な集積を図るようなそういう圃場整備事業といふものも実施することとしている次第でございま

す。

○大淵綱子君 耕作の放置されている面積が十五

万二千ヘクタールにも及んでいるというふうに聞いております。また放置された耕作地をどのように扱う予定でしょうか。

○政府委員(片桐久雄君) 先生御指摘のように、耕作放棄地が最近ふえていくというのが実態でございます。特にどういうところでふえているのか

ということを見ますと、やはり何といつても中山間地といいますか、地理的条件に恵まれないとろが多いわけでございます。

○大淵綱子君 そのようなことで放棄されておりますので、非常に耕作条件が悪い私どもいたしましては、非常に耕作条件が悪くいうようなことで放棄されておりますので、基盤整備ができる限り耕作条件の改善をすることで基盤整備を進めていきたいということで、昨年から中山間地域の総合整備事業というようなものも新たに実施させていただいているわけでございます。

○大淵綱子君 も、そういう形でできる限り基盤整備事業を行つて、効率的に耕作ができるような条件を整備していくといふうに考えております。また本当に条件の悪い、基盤整備をしようとしてもなかなか思いますが、そういうところでは、場合によつては植林転用とか、そういうような農地もあるいは植林転用とか、そういうような農地もあるかないかといふうに考えております。また本当に条件の悪い、基盤整備をしようとしてもなかなか思いますが、そういうところでは、場合によつては植林転用とか、そういうような農地もあるいは植林転用とか、そういうような農地もあるかないかといふうに考えております。ともいろいろ勉強している次第でございます。

○大淵綱子君 今回の法改正の中に、土地改良施設の更新事業の実施手続の整備といふところで手続の簡素化がうたわれておるわけです。現行法において同意徵集手続を置いている事由は、組合員の権利の保護を図るために考へられますが、これでござります。

○政府委員(片桐久雄君) 今回のこの法案の改正をお願いいたしておりますのは、いわゆる国、県が管理する施設についての更新事業の場合に同意徵集手続を簡素化する、こういう点をお願いいたしておるわけでございますけれども、まずこの要件でござりますけれども、更新事業といひますのは、従来の施設の機能をそのまま維持するとい

ますか、そういう施設を新しいものと取りかえる

というようなものでございますし、また、農家の

権利または利益を侵害するおそれがないというよ

うな要件に該当するようなものに限りまして同意

手続を簡素化できる、こういうふうにいたしたい

と考えておる次第でございます。

しかも、このようない場合であっても、当該更新

事業の申請に当たっては、大多数の組合員の意向

に反して事業を実施することにならないように、

土地改良区の総会の特別議決、これは組合員が三分の二以上出席してその三分の二以上で決する、

こういうものでござりますけれども、その特別議決を要件とすることにしておりますし、またこの計画決定に対しまして異議申し立てという道も開かれているわけでございまして、農家の権利保護には十分配慮しているというふうに考へておる次第でございます。

○大瀬綱子君 私は大変山の中に住んでるんで

すけれども、傾斜地が多い、地形条件に恵まれない中山間地域ほど農地の整備、それから生活環境の整備ともほかの地域に比べて著しく立ちおくれ

ているわけです。圃場整備状況につきましては、平地農村地帯では四七%の整備率なのに対し、中山間地域ではまだ二八%にしかなっていないと

いうようなそういう状況の中にあります。しかも、土地改良負担金の長期償還によってもう二十

年とか三十年とかという償還の中で、自分一代では払えなくて、自分の息子の後の代にまで借入金

が残っていくといふ状態が進んでいて、ますます後継者は出でこないわけですから、どうした中山間地に特にこれから基盤整備に重点的に取り組んでいただきたいと思います。

○政府委員(片桐久雄君) 先生御指摘のように、地理的な条件が悪いといいますか、そういう中山間地域については、従来圃場整備を初めてする土地改良事業が比較的おくれておるというものが実態でございます。從来、例えば団体當圃場整備二十

ういうところで土地改良事業を実施できぬといいと需要額の算出の方法その他について説明を受けま

うような状況だったわけでございます。

今回、平成二年度から中山間地域の総合整備事

業というものを実施させていただいているわけで二十ヘクタール、そういうまとまった土地でなく

ても、五ヘクタールとか二ヘクタールとか、そういうものでも圃場整備を実施できるということ

で、圃場整備とその他のいろんな事業を合わせて事

業が全部で二十ヘクタールあればいいと、こうい

うような要件になつておるわけでございます。

しかも、この中山間地域の総合整備事業は、補助

率を原則六〇%ということで、通常の圃場整備よ

りも一五%も補助率が高いといふような事業でござりますので、私どもといたしましては、この中

山間地域の総合整備事業を今後大いに活用してい

ただきました。そういう地理的な条件の悪いところ

でできるだけ基礎整備を進めていただきたいと

いうふうに考へておる次第でございます。

○大瀬綱子君 終わります。

○細谷昭雄君 私は、これまで同僚委員のいろいろ

議論されましたことを法案に沿つていろいろ確

認を求めておる次第でございます。

第一に、今回の法案の改正の趣旨の一番が、

ただいまお話をありました市町村負担の法定化の問題だと思います。そこで、自治省にお伺いし

ます、財源の補てん措置は担保されておるのか

どうか、自治省としては。

○説明員(谷本正憲君) いわゆる土地改良事業に

係ります都道府県なり市町村の負担でございます

が、

市町村

の負担

額につきましては、都道府県が市町村の意見を聞

いた上で都道府県議会の議決を経て定めるとい

うことになっておるわけでございまして、そういう

手続を経ることによりまして市町村間の公

平性を欠くといふようなことは考えられないんじ

やないかといふふうに承知いたしております。

○細谷昭雄君 さらに、これはもう大臣に確認し

たいと思うんです。

先ほどの大臣のお考への中には、私自身はこれを

機会に、今後国体営の土地改良事業についても市

町村の負担について法定化していきたい、こうい

うふうに述べられましたが、これはそのとおりで

すね。

○國務大臣(近藤元次君) 今回は県営以上であり

ますが、実質的に事業を行つておる場合には団体

営土地改良でやつておる事業が非常に多いわけで

す。ただ、土地改良という性格からいって、市町

村、県とは違う性格でありますから、そこが交付

税とかあるいは財政事情とか、そういう起債の対

象という立場にはなりにくい状況であることは十

分承知をしておるわけですが、農家の負担の立場

からすると、從来でも差があると思っておるのに

した。問題は、ああいうふうな算定を基礎にしまして交付をするわけだけれども、大体いろいろ市町村で出しておる実額、これの補てん率は一〇〇%なのかどうか。

○説明員(谷本正憲君) 従前の方法でございますけれども、先ほど申し上げましたような形で交付を定めておりますので、トータルとしては

それぞれの県、市町村が土地改良事業を実施するに必要な地方負担額、これについては満額手当をしておるということでございます。

○細谷昭雄君 わかりました。

次に、構造改善局長にお聞きしますが、市町村の負担金額がいろいろありますね。結局は都道府県議会の議決によるということになつておりますが、市町村間の不均衡はこれで生じないのかどうか。

○政府委員(片桐久雄君) 市町村の具体的な負担額につきましては、都道府県が市町村の意見を聞いた上で都道府県議会の議決を経て定めるといふことになつておるわけでございまして、そういう手続を経ることによりまして市町村間の公平性を欠くといふようなことは考えられないんじゃないかといふふうに承知いたしております。

○細谷昭雄君 さらに、これはもう大臣に確認したいと思うんです。

先ほどの大臣のお考への中には、私自身はこれをございますけれども、土地改良区が実施している土地改良事業について市町村が負担する場合にこ

れをどう取り扱うかというの非常に難しい問題でございます。そういういろんな問題をこれからいろいろ勉強して、それでまた、自治省の方ともいろいろ協議をしていくことになります。

○政府委員(片桐久雄君) 団体営土地改良事業にみずから土地改良事業をやつておるという場合に見を述べました。構造改善局長にもその点をぐつと詰めて話したわけですね、なるべく早くやるべきだと。大体大臣、来年あたり改善しますか。

○政府委員(片桐久雄君) ついで市町村負担の実態、これは私ども現在勉強しているところでございます。これは市町村が

比較的いろいろ措置を講じやすいということでござりますけれども、土地改良区が実施している土地改良事業について市町村が負担する場合にこ

れをどう取り扱うかというの非常に難しい問題でございます。そういういろんな問題をこれから

いろいろ勉強して、それでまた、自治省の方ともいろいろ協議をしていくことになります。

○細谷昭雄君 されどもとしては、できるだけ早く実現したいと。そういうことで努力をしてまいりたいと思つております。

○細谷昭雄君 今の大臣と局長のお考へを我々も十分期待を申し上げながら、なるべく早い実現をお願いしたいといふふうに思つております。

問題は、市町村の負担の法定化というのは、目的的農家負担の軽減を図るといふことにあります。

ですが、実際法定化したことによりましてどれだけの農家負担が軽減されるのか、大体どのよう

予測しておるのか、その予測で結構ですか、軽量化についてお答え願いたいと思います。

○政府委員(片桐久雄君) 具体的にどのぐらいの金額になるかというお尋ねだと思いますけれども、これにつきましては、平成三年度のこれから

のいろんな事業費の配分、それからどういう事業にどれだけ分配するか、また、その場合に市町村の負担をどのぐらいに見積もるかというようないろんな作業がございますので、現段階ではつきりとその金額を計算することはなかなか困難な状況でございます。

県営の圃場整備事業というものでとつてみますと、現在、最近着工している圃場整備事業で見ますと、大体市町村の負担が平均的に見て七、八%ぐらいというふうに見ておりますけれども、これをおどもいたしましてはガイドラインで一〇%をいうふうにしていきたい。一〇%というガイドラインを全部の市町村が守っていたらかるかどうかということはなかなか難しい問題でございますけれども、一〇%以下のところが全部一〇%にしていただいたということであれば、金額にして數百億のオーダーになるのではなかろうかというふうに考えて、ある次第でござります。

○細谷昭雄君 このガイドラインの問題ですが、今言いましてるように、全部が守るかどうかわからぬ、守らせないとだめだと思うんですよ。問題のは、農家負担の軽減を図るという大目的のために法定化した。したがって、これについて農家の皆さん方がなるほど減ったという実感がなければなりません。この点は強力な指導をお願いしたい。それだけに、自治省は財政の方で地方交付税でちゃんと担保すると言っておりますから、その点は守つてもらうように最大の努力をしていただきたいというふうに要望したいと思います。

それで、特に私は中山間地の皆さん方の土地改良事業については段階の慎重な配慮が必要だというふうに思うんですよ。もう平地と比べましてやっぱり中山間地の皆さん方は、いろんな点で土地改良事業等についても大変な難儀をしている。したがって、特に農家負担の軽減に実質的に役立つような法律運用、他の法がたくさんありますから

それと併用しまして、平地と違った意味でのいわゆる農家負担の軽減ということに特に努めていた

次に、この法律の第一番目の眼目は手続の問題だきたい。このことを特に大臣にも局の方にもお願いしたいというふうに思います。

なんですね。今回は、いわゆる理事の員外役員といふのを五分の一から、五分の一というと二〇%なんですよ、十人おると二人、これは員外の役員なんでもよろしい、それを今回は二つの理由から、五分の一、四〇%にふやそうという改正なんです。

つまり今までは十人に一人までいいけれども、今度は四人までよろしいということなんですね。これは、考えてみますと、いろんな問題を含んでおります。まず第一に考えられることは、確かに六十歳で年金をもらうということで経営移譲を

した方々はいわゆる員外になってしまいますから、もう直ちにやめなくちゃいけない。しかし、その人の手腕とか統率力とか、そういう点で非常に惜しいので残ってもらいたい。そこまではわからんんです。わかりますが、土地改良区というは

何千とありますて、そして中には、そう言つちや悪いけれども玉石混交なんです。あんな人はもうやめてほしいというのがしがみついて離れない。これも現実なんです。したがつて、私はある程度これはもう世代交代も必要だと思うんですよ、土

○政府委員(片桐久雄君) 今回、土地改良区の理地改良区には。その世代交代が阻害されないようういうふうに思いますが、その点いかがでしようか。

事の員外定数の拡大をお願いしているわけでござりますけれども、これは農村の混住化が進展する中で土地改良区が円滑かつ適正に運営を図るために、その運営に市町村長等地域住民を代表するような方々、それからまた農業経営を移譲した人

で水利用とか施設管理について深い知識と豊富な経験を有する人の参考を得るということが從来にも増して必要になっているというふうに考えておられるからでございます。

ども、役員の五分の三以上はやはり組合員の中から選ばなければいけないということになつておるわけでございまして、過半数は員内理事であると

いうこと、それからまた、この員外、員内含めて役員は選舉でもって選ぶというようなことも保護されていいるわけでございまして、その辺は民主的なルールでもって行われるということをございまので、私どもといたしましては、できるだけそ

○細谷昭雄君 私は、民意の反映の妨げになるとの辺は適正に運用されるようには、また円滑な世代交代の妨げにならないようなどうことで、いろいろ指導してまいりたいというふうに考えております。

いうことになると大変困る。秋田では「しゃほんたぎ」という言葉がある。しゃばをふさいじやう。だから、そういうことのないよう、ある程度そういう大事な人でも一期なら二期、二期なら一期、一期一期、事業が終わったらこれはもう交代するとい

う指導、要するにガイドラインがなくちゃだめなうことを特に要望したいと思うわけです。そして大事なことは民意を反映させるということですので、その点十分留意をしていただきたいとうように思っております。

それから次の確認ですが、今回の改正で都道府県土地改良組合会、いわゆる県土連、この県土連は新たに国営や都道府県営の土地改良事業の調査、設計、こういう業務をこれは法定することになりました。そこでお尋ねしますが、なったわけであります。そこでお尋ねしますが、

○政府委員(片桐久雄君)　国営事業関係の調査、設計の業務でございますけれども、昭和六十年までこういう国営、県営の事業のいわば調査設計というのはどの程度のシェアで行われてゐるのか。

三年度で見ますと、地方の連合会の國営官事業部の調査、設計等の業務は全収入の約二割程度と、いうふうになつております。近年、國営官事業の伸びが会員の行う、いわゆる土地改良区の行う土木事業よりも高いということございまして、今後は地方連合会の業務としても國営官事業部の調査、設計等の業務は全収入の約二割程度と、い

の業務は増加していくものというふうに考えられるわけでございます。地方連合会は今まで会員が行う土地改良事業に関する技術的な指導その他

の援助を中心にして業務を行つてきておりまして、土地改良事業に関する調査、設計等の業務については専門的な技術力を有しているわけでござります。したがいまして、国県営事業に関するこれら業務についても十分に対応し得る能力を有し

ているというふうに考えておる次第でござります。

すれば、各地域に国営、県営その他事業を調査、設計するための民間の企業がたくさん出ておるわけです。その競合と、それから圧迫、そういう点でどういうふうになると予想しておるのか、そのことについて。

○政府委員(片桐久雄君) 県の連合会の行う事業と、それからまた純粹に民間の事業者が行う事業は二十分程度しかないので、なるべく簡潔にお願いいたします。

とがある程度競合関係にあるということは事実だと思います。これはお互いに切磋琢磨して技術力を向上させていただいて競争していただくということは趣旨ではないかというふうに考えている次第でございます。

○細谷昭治君 これはもう一つの政正点か 大渋  
委員が指摘されたことですが、事業の中の施設更  
新の同意手続の改正もございました。これは先ほ  
どお話をありましたとおり、いわゆる土地改良制  
度の基本原則というのがあるわけです。これは地

域農業者の同意主義がなんですか。したがって、こんな事業をやる場合三分の二同意というのが原則になつてゐるわけです。今回それを改正する。これはいろんな条件があります。更新する場合、その条件の範囲内でのものというふうになつておりますが、少なくともこの制度の基本原則、これは

大事に守らなくちゃいけないというふうに思うんです。これに対する配慮というのをどのように今後やっていくつもりなのか、そのことについても一度確認したいと思います。

○政府委員(片桐久雄君) 今回、施設の更新事業につきまして同意手続を簡素化したいという提案を申し上げているわけでござりますけれども、この更新事業といいますのは、施設の耐用年数が経過いたしまして、または近く経過するということ施設を新しいものと取りかえるというような事業でございます。しかも、この更新事業のうちでも、施設の機能の維持を図ることを目的とするとか、それからまた農家の権利とか利益を侵害するようなおそれのない、例えば取水量とか取水時期等が変わらない、費用負担も合理的である、こういうような一定の要件に合うものについてだけこういう簡素化の措置をいたしたいということで提案を申し上げている次第でございます。

こういう同意手続を簡素化した場合でも、土地改良区の総会の特別議決を要件とするなど、また他の事業と同様に計画決定に対しても異議申し立ての道を開くということでの農家の権利保護にも十分配慮をされているというふうに考えております。私どもいたしましては、今後この措置の運用に当たりましても、十分農家の権利保護には注意するように指導をしてまいりたいといふように考えております。

○細谷昭雄君 先ほどの理事会の構成を変えるということと、今の手続、十二分に民主的な運用をするようひとつの手段をこれからもお願ひしたいというふうに思います。

次に、これは大判委員からお話をございましたが、私からもそれに関連してお尋ねしたいと思いますが、先ほどの圃場整備の進捗率といふのはまだ不十分だということでございました。したがつて、平成四年からは第四次になりますか、名前はどうであれ、そういう長期計画が発足するといふふうに思いますが、問題は、農地流動化特別促進圃場整備実験事業、これは覚えるとい

つたって覚えられませんが、これは平成元年です。これに対する配慮というのをどのように今後やっていくつもりなのか、そのことについても一度確認したいと思います。

○政府委員(片桐久雄君) 今回、施設の更新事業につきまして同意手続を簡素化したいという提案を申し上げているわけでござりますけれども、この更新事業といいますのは、施設の耐用年数が経過いたしまして、または近く経過するということ施設を新しいものと取りかえるというような事業でございます。しかも、この更新事業のうちでも、施設の機能の維持を図ることを目的とするとか、それからまた農家の権利とか利益を侵害するようなおそれのない、例えば取水量とか取水時期等が変わらない、費用負担も合理的である、こういうような一定の要件に合うものについてだけこういう簡素化の措置をいたしたいということで提案を申し上げている次第でございます。

こういう同意手続を簡素化した場合でも、土地改良区の総会の特別議決を要件とするなど、また他の事業と同様に計画決定に対しても異議申し立ての道を開くということでの農家の権利保護にも十分配慮をされているといふように考えております。私どもいたしましては、今後この措置の運用に当たりましても、十分農家の権利保護には注意するように指導をしてまいりたいといふように考えております。

○細谷昭雄君 実際問題としましてこの圃場整備申立ての道を開くということでの農家の権利保護にも十分配慮をされているといふように考えております。私どもいたしましては、今後この措置の運用に当たりましても、十分農家の権利保護には注意するように指導をしてまいりたいといふように考えております。私どもいたしましては、今後この措置の運用に当たりましても、十分農家の権利保護には注意するように指導をしてまいりたいといふように考えております。

○細谷昭雄君 先ほどの理事会の構成を変えるということと、今の手続、十二分に民主的な運用をするようひとつの手段をこれからもお願ひしたいといふふうに思います。

次に、これは大判委員からお話をございましたが、私からもそれに関連してお尋ねしたいと思いますが、先ほどの圃場整備の進捗率といふのはまだ不十分だということでございました。したがつて、平成四年からは第四次になりますか、名前はどうであれ、そういう长期計画が発足するといふふうに思いますが、問題は、農地流動化特別促進圃場整備実験事業、これは覚えるとい

つたって覚えられませんが、これは平成元年です。今度は平成三年、先ほどの大臣のあれによりますと、二十世紀型水田農業モデル圃場整備促進事業、これも一回では覚えられない。例えれば正とどういうかかわりがあるんでしょうか。

○政府委員(片桐久雄君) 農業経営の規模拡大と地流動化を含めた圃場整備事業とか、それからまた二ヘクタール以上の面的集積を図る特別の圃場整備事業といふものを現在いろいろ推進をさせていただいている次第でございます。こういうようならまた第四次長計、その中でもいろいろ重点を置いて実施してまいりたいといふようにも考えている次第でございます。

○細谷昭雄君 実際問題としましてこの圃場整備申立ての道を開くということでの農家の権利保護にも十分配慮をされているといふように考えております。私どもいたしましては、今後この措置の運用に当たりましても、十分農家の権利保護には注意するように指導をしてまいりたいといふように考えております。

○細谷昭雄君 先ほどの理事会の構成を変えるということと、今の手続、十二分に民主的な運用をするようひとつの手段をこれからもお願ひしたいといふふうに思います。

次に、これは大判委員からお話をございましたが、私からもそれに関連してお尋ねしたいと思いますが、先ほどの圃場整備の進捗率といふのはまだ不十分だということでございました。したがつて、平成四年からは第四次になりますか、名前はどうであれ、そういう长期計画が発足するといふふうに思いますが、問題は、農地流動化特別促進圃場整備実験事業、これは覚えるとい

つたって覚えられませんが、これは平成元年です。今度は平成三年、先ほどの大臣のあれによりますと、二十世紀型水田農業モデル圃場整備促進事業、これも一回では覚えられない。例えれば正とどういうかかわりがあるんでしょうか。

○政府委員(片桐久雄君) 農業経営の規模拡大と地流動化を含めた圃場整備事業とか、それからまた二ヘクタール以上の面的集積を図る特別の圃場整備事業といふものを現在いろいろ推進をさせていただいている次第でございます。こういうようならまた第四次長計、その中でもいろいろ重点を置いて実施してまいりたいといふようにも考えている次第でございます。

○細谷昭雄君 実際問題としましてこの圃場整備申立ての道を開くということでの農家の権利保護にも十分配慮をされているといふように考えております。私どもいたしましては、今後この措置の運用に当たりましても、十分農家の権利保護には注意するように指導をしてまいりたいといふように考えております。

○細谷昭雄君 先ほどの理事会の構成を変えるということと、今の手續、十二分に民主的な運用をするようひとつの手段をこれからもお願ひしたいといふふうに思います。

次に、これは大判委員からお話をございましたが、私からもそれに関連してお尋ねしたいと思いますが、先ほどの圃場整備の進捗率といふのはまだ不十分だということでございました。したがつて、平成四年からは第四次になりますか、名前はどうであれ、そういう长期計画が発足するといふふうに思いますが、問題は、農地流動化特別促進圃場整備実験事業、これは覚えるとい

つたって覚えられませんが、これは平成元年です。今度は平成三年、先ほどの大臣のあれによりますと、二十世紀型水田農業モデル圃場整備促進事業、これも一回では覚えられない。例えれば正とどういうかかわりがあるんでしょうか。

○政府委員(片桐久雄君) 農業経営の規模拡大と地流動化を含めた圃場整備事業とか、それからまた二ヘクタール以上の面的集積を図る特別の圃場整備事業といふものを現在いろいろ推進をさせていただいている次第でございます。こういうようならまた第四次長計、その中でもいろいろ重点を置いて実施してまいりたいといふようにも考えている次第でございます。

○細谷昭雄君 実際問題としましてこの圃場整備申立ての道を開くということでの農家の権利保護にも十分配慮をされているといふように考えております。私どもいたしましては、今後この措置の運用に当たりましても、十分農家の権利保護には注意するように指導をしてまいりたいといふように考えております。

○細谷昭雄君 先ほどの理事会の構成を変えるということと、今の手續、十二分に民主的な運用をするようひとつの手段をこれからもお願ひしたいといふふうに思います。

次に、これは大判委員からお話をございましたが、私からもそれに関連してお尋ねしたいと思いますが、先ほどの圃場整備の進捗率といふのはまだ不十分だということでございました。したがつて、平成四年からは第四次になりますか、名前はどうであれ、そういう长期計画が発足するといふふうに思いますが、問題は、農地流動化特別促進圃場整備実験事業、これは覚えるとい

つたって覚えられませんが、これは平成元年です。今度は平成三年、先ほどの大臣のあれによりますと、二十世紀型水田農業モデル圃場整備促進事業、これも一回では覚えられない。例えれば正とどういうかかわりがあるんでしょうか。

○政府委員(片桐久雄君) 農業経営の規模拡大と地流動化を含めた圃場整備事業とか、それからまた二ヘクタール以上の面的集積を図る特別の圃場整備事業といふものを現在いろいろ推進をさせていただいている次第でございます。こういうようならまた第四次長計、その中でもいろいろ重点を置いて実施してまいりたいといふようにも考えている次第でございます。

○細谷昭雄君 実際問題としましてこの圃場整備申立ての道を開くということでの農家の権利保護にも十分配慮をされているといふように考えております。私どもいたしましては、今後この措置の運用に当たりましても、十分農家の権利保護には注意するように指導をしてまいりたいといふように考えております。

○細谷昭雄君 先ほどの理事会の構成を変えるということと、今の手續、十二分に民主的な運用をするようひとつの手段をこれからもお願ひしたいといふふうに思います。

次に、これは大判委員からお話をございましたが、私からもそれに関連してお尋ねしたいと思いますが、先ほどの圃場整備の進捗率といふのはまだ不十分だということでございました。したがつて、平成四年からは第四次になりますか、名前はどうであれ、そういう长期計画が発足するといふふうに思いますが、問題は、農地流動化特別促進圃場整備実験事業、これは覚えるとい

つたって覚えられませんが、これは平成元年です。今度は平成三年、先ほどの大臣のあれによりますと、二十世紀型水田農業モデル圃場整備促進事業、これも一回では覚えられない。例えれば正とどういうかかわりがあるんでしょうか。

○政府委員(片桐久雄君) 農業経営の規模拡大と地流動化を含めた圃場整備事業とか、それからまた二ヘクタール以上の面的集積を図る特別の圃場整備事業といふものを現在いろいろ推進をさせていただいている次第でございます。こういうようならまた第四次長計、その中でもいろいろ重点を置いて実施してまいりたいといふようにも考えている次第でございます。

○細谷昭雄君 実際問題としましてこの圃場整備申立ての道を開くということでの農家の権利保護にも十分配慮をされているといふように考えております。私どもいたしましては、今後この措置の運用に当たりまでも、十分農家の権利保護には注意するように指導をしてまいりたいといふように考えております。

○細谷昭雄君 先ほどの理事会の構成を変えるということと、今の手續、十二分に民主的な運用をするようひとつの手段をこれからもお願ひしたいといふふうに思います。

次に、これは大判委員からお話をございましたが、私からもそれに関連してお尋ねしたいと思いますが、先ほどの圃場整備の進捗率といふのはまだ不十分だということでございました。したがつて、平成四年からは第四次になりますか、名前はどうであれ、そういう长期計画が発足するといふふうに思いますが、問題は、農地流動化特別促進圃場整備実験事業、これは覚えるとい

で、それぞれの地域から地域に合わせたもので要望が出てきて、それを支援するという基本的な考え方には私ども同意ができるわけあります。中山間地をどうするかという問題で、平場についてはかなり積極的に今日まで努力をして規模拡大その他をやってまいりましたけれども、それぞれの農家のニーズや先生方の考え方というのも大方出尽くしたんではないかな、私はそう判断いたしております。ですから、中山間地対策みたいなものはできるだけメニューをいっぱりにして、中山間地の中にもいろいろな土地条件のところもあるし、慣習もあるし、また適地適産もありますから、そのニーズの中から選択をして、そしてその地域が特色を生かして農業に励んでいただくということを一つは考えてほしいなと。今回の中山間地対策というのはかなり人気が高いように思えます。まだメニューが不足であれば、私は追加をするのにこだわる人間でもございません。

また平場につきましても、都市周辺なり、あるいは過疎の地域にも平場もございますし、大変長たらしい名前で私も記憶していられないんですけども、長いほどわかりやすい名前で、愛称はまた別につけていただくことにいたしまして、読み全部わかるという名前にさせていただいたわけでありますから、先ほどの土地改良事業主体にいたければ一五%負担は軽減することになるわけでありますから、それを二つ合わせれば、複合してこの土地改良の対策、二十一世紀も含めてやっていかなければ、負担は軽減することになるわいなど、おおむね大体この四次の計画までには負担区分は明確にして、そしてスタートさせて予算要求をしていきたい。その他の非公共の部分についても、メニュー化の中ででき得れば適地適産の方向にスタートをさせていきたい。もうあらゆる手段を講じて努力をして、少なくとも意欲を持っていただく、やる気を起こして、ただく。やる気は地元の農家の人たちから持っています。ただいて、知恵が私にあるわけじゃありません

けれども、農林水産省は優秀な知恵を持つておりますし、金もまた積極的に御支援を申し上げて、やる気だけは農家から起こしていただくような努力はしていきたい、そう考えております。

○細谷昭雄君 最後の問題ですけれども、こうして法律改正なりなんなりです、と土地改良、つまり農村の、今回は変わらましたね、農業農村の改善事業ということに変わったほどですから、これが受け皿の問題が土地改良区なんです。この土地改良区というものはもう水管理の機能、そしてその地域の圃場整備、国土の環境保全、そして大事な二十一世紀の国民の食糧の生産供給、物すごく多様ないろんなもう課題を抱えて、第一に大事なことはやっぱり水管理の機能だと思えます。その受け皿が土地改良区だと思うんですが、土地改良区の現状、それにたえ得るような組織になつてあるのかどうか、このことがやっぱり問題であろうかと思うんです。

そこでお聞きしたいんですが、まず第一に、今

のようないも土地改良区という名前だけで専従はおらない、そもそも負担金だけ取られていくという感じのものからどう脱皮するかといいますと、水系ごとにこれは再編成する。今回提案された森林と同じなんですね、水系ごとに再編成して、何百年来というもう永久水利権がありますけれども、その水系ごとにもう一度再検討する、そして今の土地改良区を合理的な統合をしていく。この大事業というのをもうやらなければ、二十一世紀には私は間に合わないと思うんですよ。しかし、今すぐやるというわけにはいかないんです。なる團体宮の部分が宿題になつておりますけれども、おおむね大体この四次の計画までには負担区分は明確にして、そしてスタートさせて予算要求をしていきたい。その他の非公共の部分についても、メニュー化の中でき得れば適地適産の方向にスタートをさせていきたい。

○國務大臣(近藤元次君) 基本的には先生御指摘のように、土地改良区の合併というのは急がなければなりませんし、促進をしていかなければなりません。

○國務大臣(近藤元次君) せんが、土地改良区の合併というのはいろんな事情がまたあって、合併したときに負担金の問題がありましたが、いずれにしても総論としては合併するという基本方針には私ども努力をしなければなりません。

○國務大臣(近藤元次君) それから、農業は水を基本にしておりますから、水系というのが一番大切なことでもありますから、県営でもできるだけ規模が

なればなりませんし、促進をしていかなければなりません。

○國務大臣(近藤元次君) せんが、土地改良区の合併というのはいろんな事

情がまたあって、合併したときに負担金の問題が

どうなるかとか事業が終わつたその時点が違つて

くるとか、財産がどうだとかいろいろさまざまなことがあります。されにしても総論としては合併

するという基本方針には私ども努力をしなければなりません。

○國務大臣(近藤元次君) それから、農業は水を基本にしておりますから、水系ごとの整理統合

ををお伺いして、質問を終わりたいと思います。

○國務大臣(近藤元次君) 職員の待遇改善についても、指導する前段に、受け皿として一町の

中で待遇改善を指導してもなかなか実効が上がらないのではないか。さりとて、国からあなた

の町村は幾つも土地改良区にしなさいというこ

ともなかなか指導しにくい面が実はございます。

○國務大臣(近藤元次君) そういう意味合いで、もう一つは水系というの

は大きくなればなるほど大体町村境界に水系とい

うのがある地域が多いわけでありますので、それ

をまたがって水系ごとに土地改良を設定すれば行

政区域をまたがった土地改良というとともに実は

なつてしていくわけでありますので、その辺の段階

は、私は今先生からの御質問を聞きながら、ある

べき姿みたいなものを県の方にお願いをして、そ

して私どもまたそれに対応できるか相談をしてみ

たいなど、そう今感じたので、その方向でまた事

務当局と私に相談の時間を与えていただきたい、

そう思います。

○國務大臣(近藤元次君) 終わります。

○猪瀬重二君 きょうは初めに改正法案の個別の

な問題についてお伺いして、その後土地改良事業

の現状について質問したいと思います。

○國務大臣(近藤元次君) 改正法の内容の検討としては、先ほどから他の

委員からいろいろ出ておりますけれども、市町村

の事業費負担の問題についてお伺いしたいと思

ます。これは今回の改正の中心眼目の一つであります、まず国営土地改良事業における市町村の負担の問題についてお伺いします。

現行法においても九十九条五項、六項において國営土地改良事業における市町村の事業費負担の問題については規定しているわけです。この現行の

改正法の九項の新設規定についてお伺いしますが、九十五条・六項が今回改正になりました。この改正の趣旨についてもお伺いしようと思つたんでですが、時間もありませんのでこれの質問は省略させてもらいます。要するに、五項・六項の規定によると、市町村が国営土地改良事業の費用を負担することとなつてゐるけれども、その負担したもののについては結局農家に負担金を転嫁できるということになつていて、これを市町村が負租することについては市町村の同意が必要だ、こういうことは現行法も改正法も同じであると思ひますので、これについての質問は省略させていただきま

この改正法の九項によつて、市町村は土地改良事業の費用を直接的に自己負担するということの規定が新設されるわけです。細かいことですが、徐々にお伺いします。この新設九項によると、「都道府県は、第一項から第五項まで及び前項の規定によるほか」という規定になつておりますが、この「によるほか」ということははどういうことを意味しているんでしょうか。

○政府委員(片桐久雄君)　この九十一条の九項に書いてあります「第一項から第五項まで及び前項の規定」というのは、これは都道府県が直接または間接に農家の負担金を徴収する方式を定めたものでございます。この九項ではこれらの農家の負担金のほかに、都道府県は市町村に実質的な負担を求めるものであるということからこのように規定することとした次第でございます。

○猪熊重二君　ところが、「利益を受ける市町村に対し、その市町村の受けける利益を限度として、」負担金の一部を負担させることができる。」こ

ういう規定になつてゐるんです。先ほども大渕委員から質問がありましたが、市町村が利益を受けれる、その場合の「受けれる利益を限度として」とい

う、その受ける利益を限度とするということの受けける利益はどのようにして算定するわけでしょうか。

○政府委員(片桐久雄君) 市町村の利益といふことに於いては私どもとして二つ考へてゐるわけでござりますけれども、一つは農業、それから関連産業の振興による地域経済の拡大を通じて農村地域の活性化が図られるという点と、それからもう一つは、もう少し具体的になりまして、農業用の排水施設とか農道等の整備を通じて農村の生活環境の改善が図られる、こういうことでござります。こういうようなことによりまして、市町村なり市町村の地域住民が受ける利益というものを限度というふうに考へておる次第でござります。

○猪熊重二君 今局長が説明されたのは、先ほど大判委員に説明された二つと同様でござつて、

○政府委員(片桐久雄君)　限度の算定につきましてはいろいろなやり方が考えられるわけでござります。農村の混住化の状況というものを考えるとともに、また從来市町村が実質的にどの程度負担を受ける利益の内容なんですか。私が質問しているのは、そのような内容の利益を受けるけれども、その受ける利益の限度と言ふけれども、それの算定方法はどういうことかということを質問しているんです。

していたかなど、いろいろな負担の実態を総合的に勘案し、またいろいろな統計的手法、私ども、学識経験者といいますか、いろいろな手法がござりますけれども、そういういろんな手法を考えてこの受ける利益の限度、程度といふものを総合的に判断していくべきだ。そういうものをもとにいたしまして、先ほど説明しております

すガイドラインといいますか、標準的な負担のあり方というのも指導してまいりたいというふうに考へておる次第でございます。

○猪熊重二君 今局長がおっしゃった、市町村が負担している現在の状況を考え、それから逆算して限度の基準と考えるといふんだつたらそれは

循環論であつて、全然基準に対する客観的な説明にはなっていないと私は思います。いずれにせよ、先ほど一般論として8%ということをおつしやつた。この8%がなぜ受ける限度なのかどうか私にはわかりませんが、もし仮にそれがわかるような形で規定するということをお考えにならないんですか。

○政府委員(片桐久雄君) 土地改良事業は地域におけるいろんな公益的効果があるわけでございますけれども、市町村の負担割合につきましては、土地改良事業の事業効果は、地域ごと、事業ごとに

○猪熊重二君 私どもといたしましては、しかし何らかの指標といいますか標準的な考え方というものがあつた方がいいだろうという観點から、ガイドラインと いうようなことで指導という形で実施したいとい うふうに考へておる次第でございます。

対する答えによると、この受ける利益の限度といふものが農家負担はゼロとなる場合の改良事業もあると、こういふうな説明をされたようには聞いたんです。そうすると、農家負担がゼロになるということは、市町村負担がその分に関する限りは一〇〇%負担ということになります。大体受益者負担が二〇%と考えた場合にその八割程度を市町村負担、こういふことを言われているわけですが、しかし農家負担をゼロにして市町村負担を全部ということになると市町村負担というものが二〇%という場合もあり得るといふうに先ほど

御答弁されたように思うんです。そうすると市町村負担の受ける利益の限度というものは、極端に言えば〇%から一〇〇%まで全部行政の裁量によつて

て決定する、こういうことになるわけですか。  
○政府委員(片桐久雄君) 極めて公共性の高い例  
えば基幹的な用排水施設、こういうものにつきま

してはこれは国の負担率も高める、それからまた県の負担率も高める、また市町村もある程度の負担をしていただくという形で農家の負担をゼロにするということをございまして、農家負担分を全部市町村にしわ寄せする、そういう考え方ではないわけでござります。それからまた、現在農家が負担している分について、市町村によりまして市町村がほとんど負担していない場合、それからまた裕福な市町村は任意的にほとんど農家に負担をかけないで市町村が全部負担している場合といふように現在市町村の負担の実態というのは非常に幅があるということが実態でございます。

私どもは、そういうゆとりのある市町村が農家の負担がほとんどないような形で、農家の負担を肩がわりするような形で負担をしているというケースについて、それはもう市町村負担をやめなさい、市町村負担を縮めなさい、こういう指導をするつもりはないわけでございますけれども、ただ、現在の段階で市町村がほとんど負担していないというような場合に、これは私どもといたしましてはガイドライン程度までは市町村で負担していただいたらどうですかと、こういう指導をして

いきたい。その結果、そういう市町村におましましては農家の負担が市町村負担をふやした分だけ軽くなる、こういうことを指導してまいりたいとうふうに考へておる次第でござります。

○猪熊重二君 私の質問はそういうことではございません。要するに法律に「受ける利益を限度」というふうに規定してある。その場合の受ける利益を限度というものについて客観的な基準を先ほど局長は説明されたと言えけれども、私には全然客観的な基準に思えない。そして、行政の裁量によって市町村負担がふらつてゐる現状に、うなづ



—

的を実現するため、土地所有者がその関係地域の三分の一以上の同意で出願することによって初めに国営事業が始まる。全然質が違うんです。要するに、公共事業というのは公益ということが本來的な、原則的な問題なんです。それに対して、土地改良事業による市町村の受ける利益というのは派生的な、反射的な、付随的な利益なんです。そこをあなたはどうお考えなんですか。

わけでございますが、私が申しておりますのは、その事業の実施によります反射的な利益というものがその地域に必ず生ずるんじやないか、それを負担させるという仕組みにおいては他の公共事業と同じではなからうか、こういうことを申し上げておるわけでございます。

○猪熊重一君 違うんです。要するに、先ほど私が申し上げた公共事業諸法において、本來的な、直接的な費用負担者なんというものを規定していく法律はないじゃないですか。この法律においては、九十五条において本來的な負担者、これは

ますけれども、それについては時間の関係で省略します。この改正法の問題についていろいろお伺いしたいけれども、それをやめまして、今度は国営土地改良事業の現在の問題点についてお伺いしたい。いろいろ先ほども他の委員から話がありましたが、けれども、計画の達成度の問題だとから農用地の規模拡大の進捗状況の問題だといろいろあります。しかし、私は一つだけ、計画当初の工期が非常に遅れている問題についてお伺いしたい。時間がないから私の方からいただいた資料について申し上げますと、例として、国営かんがい排水事業の実施概要として現在実施している地区数

するため農家負担の軽減の各般の措置といふものもいろいろ工夫しているところでございます。今後とも農家の意向を反映させながら極力早期に事業を完了できるように努力してまいりたいと考えております。

○猪蟹重二君 もう少し実態は厳しいんじゃないでしょうか。十年でやりますといった仕事が、いたいたい資料で一番おくれているのは二十年だとう言っているんです。だから十年でやるといつたものがもう二十年もかかるてまだできない、こういうことになつたら國営のかんがい排水事業をもとにして農業経営を考えている農家としてはその計画が狂つてしまふ。三十での計画に参画して十年でできるそうだ、じゃ四十になつたらわしゃ頑張ろうと思っていたのが五十五になつてもう仕事するのが兼こなつちゃつた、こういうこと

れを受益者に負担させるという物の考え方は他の公共事業と同じであるうというふうに私は考えております。

○猪熊重二君 九十三条一項において本来的な費用負担者がだれであるかということは書いてあるでしょう。法律の条文において、二項において本来的な負担者は書いてある。ただ、その二項による負担にかえてこういうこともできますという代替的な規定にすぎない。あなたがおっしゃるようになつても同等だというふうなことは絶対ない。

それじやお伺いしますが、この九十一条項において本来的な負担者というものは規定してあるけれども、ほかの一般的な公共事業において、そんな意味の本来的な費用負担者というものを規定している法律があつたうえでございまよ。

○政府委員(越智正英君) 公共事業はいろいろござりますけれども、今先生が御指摘になられたような意味で道路なり、あるいは港湾なり、そういったものの整備で直接受益をされる方々といふのは、一般的な国民というそういうものが確かにございます。この土地改良事業におきましては、具体的に土地改良を申請する農家の方々といふものが直接の受益者であることは言をまたない

○猪熊重二君 違うんです。要するに、先ほど私が申し上げた公共事業諸法において、本来的な、直接的な費用負担者なんというものを規定している法律はないじゃないですか。この法律においては、九十一条二項において本来的な負担者、これは受益者だ。事業の開始自体においても申請によつて始まっているんです。

私が申し上げたいのは、市町村負担をさせることがよくないとかいいとかいう政策の問題を言つているんじゃないんです。市町村負担が妥当だとか妥当でないというそういう政策の問題でなくして、私に言わせればこういういかげんな立法じゃなくてまともな法律をつくったらどうですかという観点で私は質問しているんです。あなたの法規制局で自分でつくったんだからああだこうだおっしゃるけれども全然違うんだ、この双方の法律は。目的、三条資格者の問題、申請による問題、費用負担の問題から質が違うんです。ただ法が制定された後の状況の変化によつていろいろ修正するべきことがあるんだつたらそれなりに修正しないさい、こう言つているんです。

要するに、憲法があるのに憲法を勝手に解釈して憲法が変遷するのと同じで、土地改良法というものをつくりつけておいて、中身を適当に変えていくて、要するに土地改良法の変遷なんだよ、こういう改正方法をやると。そういうことをやるべきじゃないという観点で私は質問しているんです。あなたのおっしゃつたようなことで言えば、市町村が負担するほかに、一般的の公共事業において本來的な受益者住民に対し直接費用負担させるなんというふうな法律がなきやおかしいじゃないですか。そんな法律はない。

ますけれども、それについては時間の関係で省略します。この改正法の問題についていろいろお伺いしながらお話しをやめまして、今度は国営土地改良事業の現在の問題点についてお伺いしたい。いろいろ先ほども他の委員から話がありましたが、けれども、計画の達成度の問題だと農用地の規模拡大の進捗状況の問題だといろいろあります。しかし、私は一つだけ、計画当初の工期が非常に遅れている問題についてお伺いしたい。時間がないから私の方からいたいた資料について申し上げますと、例として、国営かんがい排水事業の実施概要として現在実施している地区数は六十六ある。その中で三十四はまだ当初の計画期間中であるということです。残る三十二は工期が当初の計画からおくれている。一年ないし五年おくれてているのが十八地区、六年ないし十年おくれてているのが八地区、十一年ないし十五年おくれてているのが四地区、十六年ないし二十年おくれているのが二地区ある。しかも十六年ないし二十年もおくれてているのが一地区あって、さらにはまだ完成までは少なくともあと半年かかるといういういう状況なんです。これは農水省からいたいた資料だから間違いないと思う。このような当初の計画のおくれが農家に及ぼす影響について農水省はどう考えているんですか。

するため農家負担の軽減の各般の措置というのもいろいろ工夫しているところでございます。今後とも農家の意向を反映させながら極力早期に事業を完了できるように努力してまいりたいと考えております。

○猪蟹重二君 もう少し実態は厳しいんじゃないでしょうか。十年でやりますといった仕事が、いただいた資料で一番おくれているのは二十年だとう言っているんです。だから十年でやるといつたものがもう二十年もかかるまだできない、こういうことになつたら國營のかんがい排水事業をもとにして農業經營を考えている農家としてはその計画が狂つてしまふ。三十での計画に参画して十年でできるそうだ、じゃ四十になつたらわし頑張ろうと思っていたのが五十五になつてもう仕事するのが嫌になつちやつた、こういうことになつちやうでしょ。

要するに錢金の問題じゃなくて、農家の經營は國の事業のおくれによって狂つてしまふ。こんなばかな話はないでしよう。幾つになつて息子がどうなつたら息子と一緒に仕事をしようとか、息子が学校を卒業したらどうだとか、嫁さんも来てこよういうふうになつてどうだとか、いろいろ農家は農家なりに國の言い分を信用して十年でこうなると考えているでしよう。それが、おでんとうさま相手の土地改良事業だからある程度おくれるのはしようがないけれども、十年のものが二十年になるなんということになつたら、あなた民間じゃそんない会社はとっくに倒産してだれも頼む人はいない、だからテレビで私が最近見たら、農家の人が政府のやることは全く當てにならぬ、どうせまただまされる、こう言つているんです。農家の生活設計を根本から崩すようなこういう土地改良事業というのについてどう責任を感じているんですか、農水大臣。

○國務大臣(近藤元次君) 先生御指摘のような形で、國営事業を初めとして基盤整備事業が計画どおり進んでいいわけあります。私ども反省しないきやならない一点は、やはり事業採択するとき



害しない場合に限ってという言葉は確かにあるわけですけれども、その利益、権利を侵害しないといふのは、それこそ本人が同意をするときに考へるということであるわけではないでしょうか。それを上から、これは侵害しないのだということです、こういう形で総会での三分の二以上でいいということにすることは、やはり侵害をすることになるのではないかと思いますが、いかがでしょう。

○政府委員(片桐久雄君) 農家の利益とか権利を侵害するおそれがないかどうかということの判断は土地改良区がやることになつていているわけでございますけれども、そのところの考え方をいたしましては、私どもとしては、その更新事業の実施後も取水量とか取水時期等が変わらないとか、また農家の費用負担も合理的であるとか、そういうよなことで土地改良区が判断していただきたいというふうに考えておる次第でございます。

○林紀子君 開始に当たってはこれだけ丁寧な手続きをとる。三分の二以上といいますけれども、実際にほんどの事業において九五%を超す同意で実施されている、事業の実施に当たっては限り全員の同意を得ることが望ましく、全員の理解と協力が得られるような努力が行われていることが、これは土地改良法研究会並びに農水省構造改善局管理課長の編集による「土地改良法入門」一問一答」というのを私も見せていただいたわけですけれども、それほど厳密にされていなかったんですね。ですから、今回の更新事業であつてもやはりこれは貰かれるべきであるし、時間的な問題でもう見切り発車、スタートをするんだといふふうに言つておりますが、これは組合員自身が出席しなくとも書面で、委任状というのですか、そういう形ででも三分の二以上の出席ということは認められるわけですね。あり得るわけですね。

こうした同意徵集を省略することによって本当に組合員の権利というのは十分保護されるのかどうか。局長は先ほどから保護されるんだといふふうにおっしゃつておりますけれども、今お話をありましたけれども、これから更新事業といふのは、今までてきたものはどんどん更新事業といふ形になるわけですし、それから工期が長期化するということも、今までの過程から見ますと、今までの論議の中でも十分考えられるわけですし、そういうことは望ましくないにしても、事業費の負担増となつて組合員の利益を侵害するということになるんじやないかと思いますので、ここのことはどうしてもやはり簡素化するべきではないと思いませんけれども、再度お答えをお願いいたします。

○政府委員(片桐久雄君) 先生御指摘のように、土地改良区の特別議決の場合に書面議決もあり得るのではないかということをございますけれども、あり得るわけでございます。ただ、書面議決の場合には、事前に組合員に総会の議案を通知することとされおりまして、書面議決は、組合員がその内容を十分承知した上で委任状とかそういうものであります。それで、たとえ特別議決について書面議決があったとしても、農家の権利、利益の保護に欠けることとあっては、いかがであります。

○林紀子君 それからもう一つ、土地改良区の理事の問題ですけれども、組合員以外の者が占める割合について、今回の改正では現行の五分の一以内を五分の二以内に緩和するということになつてますね。土地改良事業の運営に当たる理事は基本的には組合員であるべきであつて、員外理事といふのは例外的なものだと思うわけですね。それが、農業者年金を受給している方でも農業委員会の承認を得れば引き続き理事としてとどまることができるという規定もあるということですので、現行の規定で十分これには対応できるのではないかと思いま

ることだと思うんですけれども、員外役員制度といふものがあるわけでございます。土地改良区について申し上げますと、まず土地改良区が適正な業務運営を行うためには、会計とか経理を始めとして専門的な知識を持つ人が役員として必要なのではないかというような観点、それからまた土地改良工事とか水管管の実施に当たって高度な知識とか技術が必要であるという場合が多いわけでございますし、また土地改良事業は地域農業とか地域行政と密接な関連を有しておりますので、その運営について関係行政機関等を代表する者を参画させる必要がある、そういう観点から員外役員制度というものが設けられているものであるというふうに考えておりまして、やはり員外役員制度といいますのは、土地改良区の円滑適正な運営を図るためにぜひとも必要なものであるというふうに考えております。

今回これを五分の一から五分の二に拡大させていただきたいということを提案申し上げておりますのは、これは農村でも非常に混住化が進んでいるというような観点から、やはり住民といいますか、行政機関といいますか、そういうものを代表する方々とか、それからまた土地改良についての知識、経験の豊富な方々について、経営移譲したような方々も役員としてぜひ残つていただき必要があるというような場合も多いということからこよう改定をお願いしている次第でございます。

○林紀子君 いろいろ今理由を挙げられたわけですが、いかがでしょうか。

○國務大臣(近藤元次君) 私は今、員外理事が土地改良区並びに団体に必要な時期ではないかなとそう判断をしておる一人なんです。私もいろいろな団体にかかわり合いをしてまいりましたけれども、今その土地改良区なり、ある意味では農協なり漁協なりというようなところでかなりこの社会情勢の変化なりあるいは経理面なり、そしてまたそれが地域社会とのかかわり合いなどからすると、本当にそういう経験や知識のある人材が末端の組合員の中にいるかどうかという点についての議員なども相当含まれているということを聞いておるわけです。

ですから私は、員外利用で専門の知識のある人

が必要な時期であると思うのですが、しかし、地域によつてまたばらつきもあることがありますので、上限をいわば決めさせていただいて以内といふことにさせていただいておるわけあります。まし、また選挙でまたそれを選ぶという方法も同じ扱いをさせていただいておるわけであります。まあ先生十年前の本で、これが選挙なり政治とかかわり合いがあるようない御発言がありました。私も長年土地改良の仕事をして、農業関係を一生懸命にやりましたけれども、土地改良擧げて推薦をしていただくような経験がないのですから、そのことについてはお答えのしようが実はございません。

○井上哲夫君 私は先ほど猪熊委員が質問をされ

ておりました観点とちよつと変わったところから質問をしてみたいと思います。

今回の改正で混住化した地域での土地改良、農用地を含む土地改良についてまことに時宜を得た改正をされたといふことで、そのことには私も評価をするわけでございますが、問題は市町村に負担を課するといつても、その中には例えば中山間地域の市町村あるいは過疎化が進んで県会議員も出せないようなそろそろがこういう改正で本当にうまくいくんだろうか、農家の負担を低くしていく一方市町村がその利益の限度で負担を明確化していく、そのことはそのとおりでございますが、結局お金のない市町村ほど人が過疎化等によつて少ない。

混住化というところまでいけばいいわけですが、混住化までいかない。しかしあつて負担をしなきやいかぬ。市町村の意見は聞いてくれるということだけれども、なかなかどうして本当に聞いてくれるだらうか。県会議員もいないうちに県議会の議決で、押しつけられたと言うと言葉が悪いですが、そういう事態になつて、歓迎せざる土地改良ということになると、これはまあ大きな言い方で言えば仏つくって魂入れずといふことにもなりかねない。中山間地域における今回の改正などの対策といいますか、どのような

配慮をしてみえるか、お尋ねをしたいと思いま

す。

○政府委員(片桐久雄君) 先生御指摘のように、中山間地域といひますのは地理的に非常に条件が悪いといふことで、土地改良事業、特に圃場整備等についてはなかなかおくれてゐるといふ実態でございます。私どもいたしましては、こういう地域も、やはり一生涯農業をやつておられる方

もおるわけでございますし、これから労力不足と

か高齢化といふような状況に対応いたしまして、何とか農業を存続させるためには基盤整備が最も重要であるというふうに考へている次第でございま

す。

ただ、そういう中山間地域での基盤整備といふ

場合には、条件が不利なだけに反当の事業費とい

うものが、例えは平地であれば反当九十万円でで

きる圃場整備が中山間地域では二百万円かかると

いうような実態もあるわけでございます。私ども

といたしましては、そういうような状況に対応す

るために、平成二年度から中山間地域の総合整備

事業といふ新しい制度を発足させまして、補助率

も通常四五%といふ圃場整備の補助率を六〇%と

ます。

この事業によりまして国の負担率を一五%上げ

てあるわけでございますので、それに加えて県も

ある程度の負担をしていくといふこととございま

す。

されば、市町村の負担、農家の負担を相当軽くし

て、そのガイドラインまで、例え一〇%まで市

町村が負担した場合にはその市町村の負担分をも

とにして地方財政措置、いわゆる地方交付税とか

地債とかそういう裏打ちをいたします。もちろん

一〇%を超えて負担することについて否定するわけじゃないんですけれども、一〇%を超えて負担した分については地方財政措置の対象には考えていないことがあるわけです。ただ一〇%までは地方財政措置の対象にいたします。そういうふうに考へておる次第でございます。

○井上哲夫君 今、関連するわけですが、先ほど

も猪熊委員がガイドラインといいますか、市町村の議

決といふいわば二段階縛りといいますか、こうい

うことでうまくやつておるんだ、あるいは恣意

的な運用がないんだということに対して、市町村

が負担割合について本当に納得をしてそれを受け

て農家の負担を軽くしていくことになるか

といひますと、なかなか基準あるいはモデルとい

うものがはつきりしない場合には、何だかんだい

つても余裕のない市町村ほど勘弁してくれとい

う等についてはなかなかおくれてゐるといふ実態でござります。私どもいたしましては、こういう

地域も、やはり一生涯農業をやつておられる方

もおるわけでございますし、これから労力不足と

か高齢化といふような状況に対応いたしまして、何とか農業を存続させるためには基盤整備が最も

重要であるというふうに考へている次第でございま

す。

ただ、そういう中山間地域での基盤整備といふ

場合には、条件が不利なだけに反当の事業費とい

うものが、例えは平地であれば反当九十万円でで

きる圃場整備が中山間地域では二百万円かかると

いうような実態もあるわけでございます。私ども

といたしましては、そういうような状況に対応す

るために、平成二年度から中山間地域の総合整備

事業といふ新しい制度を発足させまして、補助率

も通常四五%といふ圃場整備の補助率を六〇%と

ます。

○政府委員(片桐久雄君) 市町村の負担の決め方

でございますけれども、私どもいたしまして

は、ガイドラインといふものを、例えは県営圃場

整備であれば市町村負担分一〇%というようなそ

ういうガイドラインを決めさせていただきまし

て、それでそれをもとに都道府県が議会の議決を

経て、また市町村の意見を聞いて具体的に市町村

の負担を決める、こういうことになるわけでござ

います。

一方そのガイドラインは地方財政措置の基準に

もなるという作用をしているわけでございまし

て、そのガイドラインまで、例え一〇%まで市

町村が負担した場合にはその市町村の負担分をも

とにして地方財政措置、いわゆる地方交付税とか

地債とかそういう裏打ちをいたします。もちろん

一〇%を超えて負担することについて否定するわけ

ではありません。ただ公平さとか、あるいは一律性

ではない地域が多いわけでございますから、そ

れも合わせて、中山間地の中にもまた規模が大き

くなれば県営になる地域もあるし、団体営の地域

もありますが、県営の事業の場合は事業主体になつたときどうするかという一つのまた問題もあ

りますけれども、ただ公平さとか、あるいは一律性

のと事業主体の性格も違うわけであります

で、財政力の弱い、負担をしなくてもできないと

ころには今回の措置はよかつたと思うわけであり

ますけれども、ただ公平さとか、あるいは一律性

といひものでなかなかいい面が実はござい

ますので、十分今の御意見を体して慎重に対処し

て意のあるようなことが反映できるようにしてい

きたい、そう考えております。

○井上哲夫君 ありがとうございました。

○喜屋武眞榮君 私は、実は最初に第三次土地改良長期計画の進捗率をお尋ねしたいと思っておつたわけですが、先ほどの御質問でその内容が明確になりましたので取り下げたいと思います。思うことは、やっぱりそうだったのかという一言であります。

それではお尋ねしたい第一問は、今回の法改正における市町村の事業費負担の導入は、農村の混住化の進展による土地改良事業の公益的機能の拡大、それから市町村が実際に事業費負担をしていたという実態を踏まえてということであります。が、沖縄や離島の場合はかなり条件が違うと考えております。この点、全国画一的な考え方で市町村の事業費負担を行うべきではない、いけない、こう考えておる次第であります。いかがでありますか。

○政府委員(片桐久雄君) 今回の法律改正によります市町村の負担を具体的に決める場合には、市町村の意見を聞いた上で都道府県議会の議決を経て定めるということをございますので、それぞれの地域の実態を反映して決定されるというふうに考えております。

特に沖縄県につきましては、地域の特殊性にかんがみまして、国庫負担率もほかの地域よりもかなり高いものとなつておりますので、ほかの県に比べれば市町村の負担についてもかなり低いといふようなガイドラインになるのではないかというふうに考えております。

○喜屋武眞榮君 いかにも情けあるお言葉にも受け取れますが、そうではなく、沖縄への今までの政府の配慮は、恵みではなく償いであるという姿勢でやつてもらわなければいけからぬと言いたいということなんです。戦後四十六年、復帰二十年目に差しかかるうとしておりますが、いまだに本土との格差は歴然たるものがあることは今さら申し上げる必要もありません。こういうことから、今後ぜひ政治姿勢の面、沖縄への政府の姿勢に対

して、恩恵を与えるような文句は要りません。償

いとしていち早く本土並みに到達するように、い

や日本唯一の亜熱帯地域であるがゆえに全国平均をリードする可能性を十分持つておることは御承

知だと思います。その配慮で沖縄を取り上げても

らいたい、見ていただきたい。

次に、沖縄県は降雨量は日本では多いというわけですが、ところが逆に、水のまた一番不自由な沖縄県である。水の確保が重要である。特に農業用河水の確保のための事業の実施状況はどのようになっておりますか、また、どう考えていらっしゃるか、お聞きいたしたい。

○政府委員(片桐久雄君) 先生御指摘のように、沖縄県は亜熱帯性気候地帯に位置しております。そこで、降水量としては比較的多いということでござりますけれども、降雨のかなりの部分は梅雨とか、夏に来襲する台風によるものであり、季節的に偏在している。それからまた、流域の安定した河川に恵まれていないというようなことから、利用可能な水資源が少ない自然条件のもとにあります。このため、沖縄における農業の体質強化を図つていくために安定期的な農業用水と、雨水の確保が極めて重要である。従来より国営とか県営とか、団体営のかんがい排水の事業の推進を図つておるわけでございます。また、宮古地区におきましては、緊急に畑地かんがい水源を確保すべく平成元年度から地下ダムの建設を進めるなど農業用水の確保に努めているわけでございまして、今後とも沖縄農業の振興を図るために継続地区の早期完了、効果発現とともに、新規地区の計画的事業化等により農業用水の確保に努めてまいりたいと考えております。

今農業基礎について立ちおくれている点についての御指摘がありましたが、かねがね沖縄選出の国会の諸先生方からその問題を指摘されて頭を痛めていますが、おかれを取り戻す計画をつくらうなくともおくれを取り戻す計画をつくるようになっておったところでありますけれども、幸いにも、今度また十カ年計画を立てる今作業中になつてまいりましたので、今後の第四次計画の中で、少なくともおくれを取り戻す計画をつくるようになって本土並みの整備率にしていきたい、そう考えております。

○喜屋武眞榮君 それでは次に、皮肉だと思つてお聞きくださいては困りますので、叱咤激励だと

次に、これは大臣にお聞きたいんですが、な

お沖縄県は基礎整備が非常に立ちおくれております。今さら申し上げるまでもありませんが、幾ら

をリードする可能性を十分持つておることは御承

知だと思います。その配慮で沖縄を取り上げても

らいたい、見ていただきたい。

いうお気持ちで温かく受けとめていただければ大変嬉しいと思っております。

それは、大臣の、政府の日本の農業政策に対する基本姿勢を尋ねるわけですが、その前座に、農

は國のもとというれつきとした日本農業の大黒柱がありますね。ならば、農家にとって本当に喜び

出る誇りを持つことにつながらなければいけない

と思う。農家であつてよかつたと。ところが、現

在の農家は、農民は、本当に日本の農家であつてよかつたという誇りがあるでし

ます。とうか、どうでしようか。誇りを持っておると御

判断なさるかどうか、この点。農が國のもとであ

るというならば、当然農家であつてよかつたとい

う誇りが生まれるべきあります。ところが現実

には、農家であつてよかつたという誇りどころ

か、大気汚染のはこりはざることながら、生きる

ために精いっぱいではないでしようか。言い過ぎ

かもしれません。

そこで私は、農は國のもとと位置づけられる日

本農業の今後の土地改良事業対策推進について、

大臣は政府の担い手として、日本農業の担い手と

して、その基本姿勢をすばり伺いたい、いかがで

すか。

○國務大臣(近藤元次君) 大変大きな問題で、ず

ばり一言で答えられるような問題ではございませんけれども、まさに総論的にお話を申し上げさせ

ていただきたいと思うんです。

今都会に住んでいる人が、東京生まれでよかつたなどというよりは、あるさとの寂しさとい

う、地方というものの、ひいては農村というものの、

そういう地域の環境を含めて、やっぱり国民はひ

としくその心の片隅に皆持つておられるのではないか

だらうかという認識をいたしておるわけであり

ます。そういう意味で、私は、農業に対するそ

の魅力を持たせなきなりませんし、またあ

と交流、都市に住む人たちの魅力、それが魅力

が出てくることによって自分のふるさと、農村と

いうものに対するやはり自覚というものがなされ

でくるんだろうと思ふんです。  
ですから、農業政策を推進しながら、生活環境や農村の環境整備をしていかなければいけないと思つて、今回村づくり推進対策本部を設置させていただいて、総合的に一つはやりたい、魅力のある村づくりをやることによって、これから後継者もまたそこに、村に住むという一つの魅力を持つていただくことが農業の振興のまた精神的な支えにもなってくれるだろう、こう思つておるわけあります。

あわせて、農業基礎整備で生産性を上げてコス

トを下げる、所得と農業に魅力のあるものを持たせていくということを念頭に置いて農林水産行政に取り組ませていただいておるわけであります。

○喜屋武真榮君 今のお言葉を受けまして、さらに私の希望を申し上げて、大臣の御意見を賜りまして終わりたいと思います。

と申しますのは、私は常に思うんです。政治の行政の任にある者の姿勢として私は公平公正でなければいけないと、詳しくは申し上げる必要もありません。封建時代には士農工商という呼び名がありましたが、土は今さら何をかいわんや、農工商の結集が、汗水流した働きが、今経済大国と言われている日本の経済を担つてきておると思います。そこで、私が公平公正の政治姿勢と申し上げましたのは、庶民は、国民党は乏しきを憂えず等しからぬことを憂えておると私は思つております。喜びも苦しみも悲しみとともに抱おうじやないか、やろうじゃないかと言うならば、そういう社会情勢の国では、乏しきに不平不満はないどころか、等しからぬことを憂えるという、この公正公平を逸脱した不公平、不公正の政治、行政があるとするならば、これは大きな問題である上、国民の不幸であるということを私は常に申し上げたいんです。どうかここに、人間としての政治家、先ほども道義心のお話がありましたが、倫理、道徳の問題、この道義心の問題、良心の問題、これをよそにして、日本の、いや人類の、口幅つたいようありますが、指導者としての政治行政の任

に当たってはいけない。なぜなれば、国民を不幸にしてはならない。大げさなことを言うとおっしゃるかもしれません、私の眞実を述べるいい機会を与えてくださいましたことをお礼申し上げて、大臣の御意見を承つて終わりにします。

○委員長(吉川博君) 他に御発言もなければ、質

疑は終局したものと認めて御異議ございません

か。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(吉川博君) 御異議ないと認めます。

○喜屋武真榮君 本案の修正について林君から発言を求められておりますので、この際、これを許します。林君。

○林紀子君 私は、土地改良法等の一部を改正す

る法律案に対し修正の動議を提出いたします。そ

の趣旨と提案理由について御説明申し上げま

す。

修正案の内容は、第一に国または都道府県が管

理する土地改良施設の更新事業及び水資源開発公

団が行う水資源開発施設の更新事業について、土

地改良区における同意徵集の省略等その実施手続

を変更する改正規定を削除することであり、第二

には、土地改良区及び土地改良区連合の負外理事

の割合を定数の五分の一以内から五分の二以内に

拡大する改正規定を削除することです。

次に、その理由ですが、政府提案の改正案のう

ち、国営及び都道府県営土地改良事業における市

町村の事業費負担の明確化、あわせて地方財政措

置を拡充することや農用地保有合理化を促進する

ための換地制度の改善など、一定評価できる面も

あります。

しかし、今後ますます増加するであろうと予想

されるダムや頭首工など基幹的農業用排水施設

などの施設更新事業における同意徵集手続の省略

については、土地改良事業における事業参加資格

者の三分の一以上の同意原則を逸脱するものであ

り、こうした現行の水準をさらに緩和すること

は、土地改良法の基本的な原則、民主的な側面を

後退させるものであるので、その削除を求めるも

のです。

以上が修正案の内容と提案理由です。

何ぞ、御審議の上、委員各位の御賛同を賜り

ますようお願い申し上げます。

○委員長(吉川博君) これより原案並びに修正案

について討論に入ります。

○林紀子君 私は、日本共産党を代表して、政府

提出の土地改良法等の一部を改正する法律案に對

する反対の討論を行います。

今日、土地改良区及び土地改良区連合は、全国

におよそ八千三百地区余り、組合員の数はおよそ

五百二十万人余り、その面積はおよそ三百七十万

ヘクタール近くにも及んでいます。一方、土地条

件に恵まれた傾斜が百分の一より緩い水田の整備

ですら五五%の整備率であり、また、畑地にお

いても道路とかんがいの両方が完備したものは一

三%にとどまっているのが現状です。

今回、政府提出の改正案では、都道府県が当該

の土地改良事業によつて利益を受ける市町村に対

し、その市町村の受ける利益を限度として事業費

の一部を市町村に負担させることができるよう

に改正すること並びに地方交付税や地方債による地

方財政措置を拡充することや農地造成を図るために

の換地制度の改正などについては、こうした現状

を踏まえれば一定評価されるものです。

しかし、土地改良法の民主的な側面として、事

業参加資格者である農民の発意、申請に基づいた

土地改良事業においては、当該の組合員によつて

改良法等の一部を改正する法律案に対し、自由民

ので、これを許します。谷本君。

○谷本健君 私は、ただいま可決されました土地

主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、連合参議院、民社党・スポーツ・国民連合、参院クラブの各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

土地改良法等の一部を改正する法律案に対

する附帯決議(案)

我が国農業を取り巻く内外の厳しい状況下で、土地改良事業は、農業の生産性の向上に不可欠であるばかりでなく、近年の農村地域の混住化の進展、中山間地域における過疎化の進行等により、農村地域の活性化、国土・自然環境の保全等公益的機能を増大させてきている。

よつて政府は、本法施行に当たっては、次の事項の実現に努めるべきである。

一 土地改良事業の進捗を図り、土地改良長期計画の進捗率を高めるため、必要な予算の確保に努めること。

二 新たに制度化される市町村の事業費負担については、関係市町村の意思を尊重するとともに、財源の確保等各般の措置に遺憾なきを期すること。

また、団体営土地改良事業における市町村の事業費負担の明確化について対応を検討すること。

三 不換地又は特別減歩見合いの創設換地によって創出される農用地を農地保有合理化法人が取得する場合、地域における農業の振興に資するよう適切な指導を行うこと。

また、換地計画に係る地域の全部についての工事完了以前における換地処分により、非農用地換地による清算金の事業費への早期充當が図られるよう適切な指導を行うこと。

四 土地改良区における土地改良施設の更新手続きの簡素化及び組合員外理の選任については、その適正な運営がなされるよう指導すること。

五 農村地域の混住化傾向に対処し、土地改良施設の維持管理が適切に行われるよう国及び

地方公共団体による指導の強化及び助成に努めること。

まず、政府から順次趣旨説明を聴取いたしました。近藤農林水産大臣。

は、この地域の我が国農業における役割及び

国土の保全に果たす機能の重要性等にかんがみ、事業が円滑に進むよう努めること。

七 土地改良事業の工期の遅延、事業費単価の上昇等による農家負担の増大に対処するため、今後とも土地改良事業負担金の軽減に努めること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ、委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(吉川博君) ただいまの谷本君提出の附

帶決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

【賛成者挙手】

○委員長(吉川博君) 全会一致と認めます。よつ

て、谷本君提出の附帯決議案は全会一致をもって

本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、近藤農林水産大臣から

発言を求められておりますので、この際、これを許します。近藤農林水産大臣。

○國務大臣(近藤元次君) ただいまの決議につきましては、決議の御趣旨を尊重いたしまして、十分検討の上善処するよう努力してまいりたいと存じます。

○委員長(吉川博君) なお、審査報告書の作成に

つきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

【異議なし】と呼ぶ者あり

○委員長(吉川博君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(吉川博君) 国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する法律案、森林法等の一部を改

正する法律案、以上両案を便宜一括して議題とい

たします。

まず、政府から順次趣旨説明を聴取いたしました。近藤農林水産大臣。

は、この地域の我が国農業における役割及び

国土の保全に果たす機能の重要性等にかんがみ、事業が円滑に進むよう努めること。

八 土地改良事業の一部を改正する法律案及び

附帯決議案につきまして、その

提案の理由及び主要な内容を説明申し上げます。

まず、国有林野事業改善特別措置法の一部を改

正する法律案につきまして御説明申し上げます。

国有林野事業は、国土の保全等の公益的機能の

発揮、木材の安定的な供給、地域振興への寄与など国民生活及び国民経済の上で重要な使命を担つてまいりました。このような中で、国有林野事業の経営構造が悪化するに至ったため、昭和五十三年度以降、国有林野事業改善特別措置法に基づき、平成九年度までに経営の健全性を確立するという目標のもと、改善計画に則して、その改善を進めってきたところであります。

しかしながら、近年、林産物収入の伸び悩み等からその累積債務が急速に拡大しており、このまま推移すれば、将来にわたって国有林野事業の使命を果たしていくことが困難な状況に至っております。

このような情勢を踏まえ検討を行いました結果、国有林野事業の経営の健全性を確立するためには改善措置の一層の拡充強化を図ることが必要であると判断するに至りました。先般このための国有林野事業改善大綱が閣議了解されました

が、その改善措置の一環として、この法律案を提出した次第であります。

次に法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一は、新たな改善計画の策定であります。

すなわち、平成二十一年度に收支の均衡を回復する等事業全体の経営の健全性を確立することを

新たな目標とし、累積債務と区分した経常事業部門の財政の健全化等を平成二十一年度までに完了す

ることを旨として、平成三年度以降十年間を改善期間とする新たな改善計画を策定することとして

あります。なお、新たな改善計画において定める

事項には累積債務の処理に関する事項を加えることととておられます。

第二は、改善期間における特別措置の拡充であります。

すなわち、改善期間中に改善を図るべき特別措置法の一部を改正する法律案及び森林法等の一部を改正する法律案につきまして、その

措置として、從来から定められていたものに加え、一般会計からの繰り入れの対象の拡大、土地

売り払い等収入の累積債務への充当、退職促進のための特別給付金の支給等の措置を新たに定める

こととしております。

以上がこの法律案の提案理由及び主要な内容であります。

我が国の森林は、木材等の林産物を供給するとともに、国土の保全、水資源の涵養等の公益的機能の発揮を通じて国民生活と深く結びついてきたところであります。特に近年、このような森林の

有する多様な機能の発揮に対する国民の期待は著しく高まってきております。

しかししながら、森林・林業の状況を見ると、採

伐率の低下、林業従事者の減少、高齢化の進行等

により、林業生産活動が停滞し、管理が適正に行われていない森林が増加する等まさに厳しいものがあります。

このような状況のもとで、森林の有する多様な機能の発揮に対する国民の期待の高まりにこたえ、緑と水の源泉である多様な森林の整備とともに、国産材時代の到来を現実のものとすることは現下の林政の重要な課題であり、その達成に向けて流域を基本的単位とし、民有林、国有林を通じた森林整備水準の向上等を推進する森林の流域

管理システムを確立するとともに、森林の有する

公益的機能の維持増進のための制度の拡充を図ることが不可欠となつております。

政府といたしましては、このような森林・林業

をめぐる諸情勢にかんがみ、国、都道府県、市町

村を通ずる森林計画制度の改善、地方公共団体間

の森林整備協定の締結の促進等の措置を講ずるた

め、所要の改正を行うこととし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、流域を基本的単位とした民有林、国有林を通じる森林整備の推進のため、森林計画区を民有林、国有林に共通の区域に再編成することを前提として、新たに国有林の地域別の森林計画を作成することとともに、森林施業の条件整備を図るため、市町村森林計画を含む森林計画に関する計画事項の拡充等の改善を行うこととしております。

また、その一環として、森林整備の計画的かつ着実な推進を図るために、森林整備事業計画を創設することとしております。

第二に、森林の有する公益的機能の維持増進のため、上下流の地方公共団体が協力して森林整備を推進するための森林整備協定の円滑な締結の促進のための措置を講ずるとともに、複層林、長伐期施業等森林の公益的機能を重視した特定森林施業計画制度を創設することとしております。

第三に、緊急に間伐等を要する森林についてその適正実施のための森林施業代行制度を創設するとともに、林地の保全のため、林地開発許可制度の改善を行うこととしております。

第四に、特定森林施業の円滑な推進に資するため、森林組合法及び林業等振興資金通暫定措置法の改正により、所要の措置を講ずることとしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、これらの二つの法律案につき、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(吉川博君)

以上で趣旨説明の聽取は終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ります。

○委員長(吉川博君) 参考人の出席要求に関する件についてお詣りいたします。

国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する法律案、森林法等の一部を改正する法律案、以上両案の審査のため、参考人の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(吉川博君) 御異議ないと認めます。

なお、その日時及び人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(吉川博君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時二十分散会

〔参照〕

土地改良法等の一部を改正する法律案に対する修正案

土地改良法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条中第十八条の改正規定、第八十二条の改正規定及び第八十五条の三の改正規定を削る。

第二条中第二十条の改正規定を削る。

四月五日本委員会に左の案件が付託された。  
一、米の市場開放阻止及び農業政策の確立に関する請願(第一八九二号)

願  
請願者 新潟市寄居町七〇四ノ二 繩田勝  
紹介議員 吉川 芳男君  
弥

再開されるガット・ウルグアイ・ラウンド農業交渉において、米の市場開放、国内農業の保護削減が認められると我が国農業はもとより、食糧の安全保障、環境保全、伝統文化を始め地域経済、社会生活に及ぼす影響は計り知れないものがある。ついては、ガット・ウルグアイ・ラウンド農業交渉において、我が国の基礎的食糧としての米の自給堅持を強く主張するとともに、稻作農業の經營安定と将来の展望が持てる国内農業政策の確立を図られたい。





平成三年四月二十一日印刷

平成三年四月二十三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C